

# 彦根市文化施設適正管理計画

平成 29 年 12 月

彦 根 市



# 彦根市文化施設適正管理計画

## 目次

<b>第1章</b>	<b>文化施設適正管理計画策定の背景</b>	<b>1</b>
1	公共施設見直しの背景	1
2	計画の対象施設	2
3	文化施設のあり方検討の背景	3
4	文化・芸術振興の目標	4
5	計画の位置づけ	5
6	計画期間	5
<b>第2章</b>	<b>文化施設のハード・ソフト面からみた現況と課題</b>	<b>6</b>
1	立地状況	6
2	県内市町(他自治体)との文化施設の保有状況の比較	7
3	施設の現況	10
4	管理・運営の状況	16
5	利用状況と減免状況	18
<b>第3章</b>	<b>文化施設のコスト面からみた現況と課題</b>	<b>33</b>
1	施設別財務書類	33
(1)	財務書類の作成方法	33
(2)	貸借対照表	34
(3)	行政コスト計算書	35
2	施設別財務書類等に基づく財務分析	40
(1)	資産形成度(有形固定資産減価償却率)	40
(2)	効率性(単位当たり行政コスト)	41
(3)	自律性(単位当たり使用料、受益者負担の割合)	43
<b>第4章</b>	<b>文化施設における現況と課題の整理</b>	<b>47</b>
1	現況と課題の整理	47
2	施設ごとの課題の整理	49
3	課題のまとめ	50
<b>第5章</b>	<b>文化施設における今後の方向性</b>	<b>52</b>
1	今後の方向性	52
2	今後の対策のあり方	53
<b>第6章</b>	<b>文化施設の長寿命化</b>	<b>54</b>
1	長寿命化の方向性	54
(1)	対策の優先順位の考え方	54
(2)	目標使用年数の設定	54
(3)	設備の予防保全	54
2	予防保全計画	55



# 第1章 文化施設適正管理計画策定の背景

## 1 公共施設見直しの背景

昨今、全国において公共施設等の老朽化<sup>※1</sup>対策が大きな課題となっている中、今後、人口減少や少子高齢化<sup>※2</sup>等により、公共施設の利用需要が変化していくことが予想されます。さらには、税収の減少や社会保障関連経費等の増加が見込まれることから、財政状況はますます厳しいものとなることが予想されます。

本市においても、所有する公共施設のうち、建物の4割以上が建築後30年以上経過しており、今後、施設の多くが更新<sup>※3</sup>の時期を迎えることとなります。

このような状況の中、本市では、今後も必要な市民サービスを提供していくため、公共施設全体を把握し、計画的な更新、統廃合、長寿命化<sup>※4</sup>を検討するとともに、財源の確保や効率的・効果的な施設運営等によって、コストと便益が最適な状態で保たれた上で、安全・安心な公共施設マネジメント<sup>※5</sup>を確立するための骨子となる計画として、平成27年度に「彦根市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

同計画では、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」を定めており、文化施設等の個別の施設については、施設類型ごとの特性を踏まえ、個別計画を策定することとしています。



彦根市公共施設等総合管理計画においては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針として、「①予防保全<sup>※6</sup>による長寿命化の推進、②総量の適正化、③耐震化<sup>※7</sup>の推進による安全性の向上、④公共施設の効率的かつ効果的な運営」の4つを掲げています。

これらを踏まえ、文化施設に係る今後の管理・運営のあり方を検討し、より効率的に活用していくための方針を示すため、「彦根市文化施設適正管理計画」を策定します。

※1～7 巻末資料「用語解説」参照

## 2 計画の対象施設

本計画では、表1-1に示す4つの文化施設を対象としています。施設の分布状況は図1-1のとおりです。

表1-1 対象施設

対象施設	延床面積 (㎡)	建築年月
彦根市民会館	6,694	昭和39年6月
高宮地域文化センター	1,034	平成元年3月
ひこね市文化プラザ	15,515	平成8年11月
みずほ文化センター	1,511	平成11年2月



彦根市民会館



高宮地域文化センター



ひこね市文化プラザ



みずほ文化センター

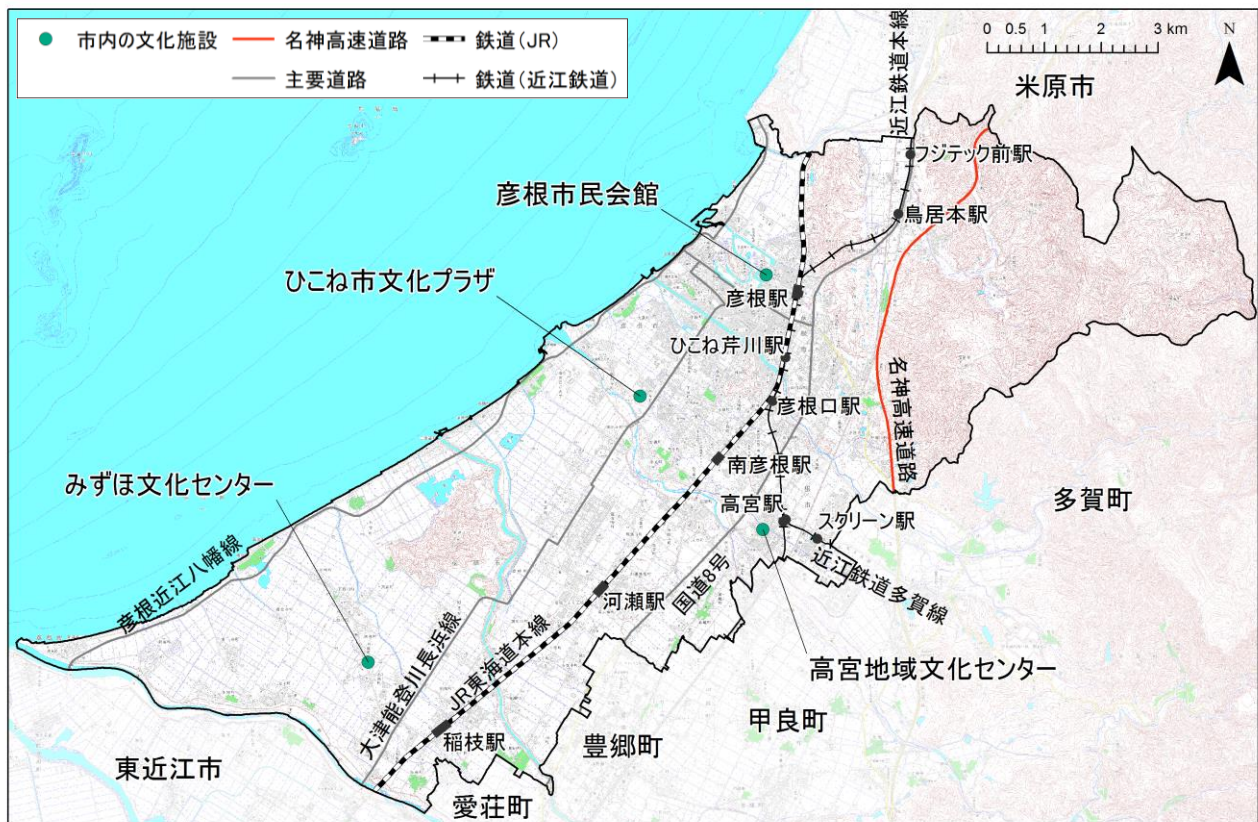


図1-1 文化施設の位置図

### 3 文化施設のあり方検討の背景

対象施設のうち、彦根市民会館は建築から 53 年が経過しているほか、他 3 つの文化施設についても 18 年から 28 年が経過しています。

一方、各施設の利用状況については、施設規模や設備内容のほか、立地状況などにより利用率に差があり、より効率的かつ効果的な運営方法を検討する必要があります。

このような課題に対応していくため、以下の各項目を中心に文化施設のあり方を検討していくことが求められています。

- 利用者の安全確保
- 長寿命化の推進
- 施設の有効利用
- 受益者負担<sup>※8</sup>の適正化
- 効率的かつ効果的な管理運営方法の選択

本計画における検討の枠組みは、図 1-2 のとおりです。

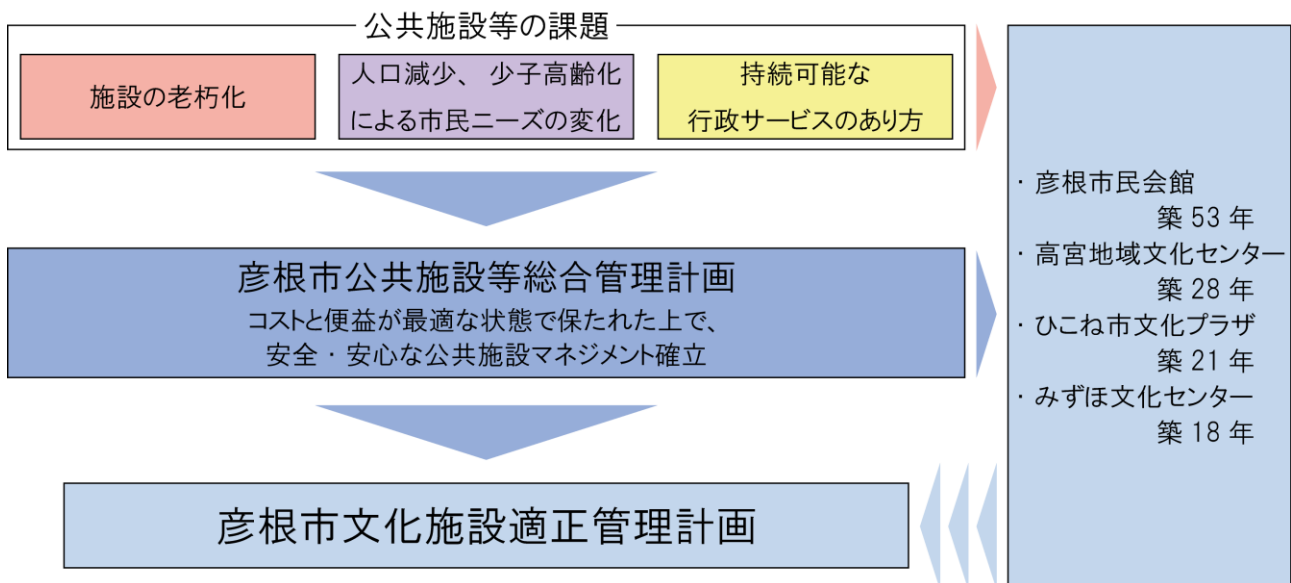


図 1-2 検討の枠組み

※8 巻末資料「用語解説」参照

## 4 文化・芸術振興の目標

平成 28 年度に策定した「彦根市総合計画 後期基本計画」では、文化芸術の振興のめざす成果として下記の 4 点、また、市の取組の方向として下記の 2 点を掲げています。

### ＜めざす成果＞【彦根市総合計画 後期基本計画より抜粋】

- ◆本市の文化芸術振興の基本的な方向性を明確にし、伝統文化の継承と発展や市民の主体的な文化芸術活動の支援を図ることにより、美術展覧会等への出品や文化祭行事への参加意欲が高まることをめざします。さらには、彦根からの文化の発信に取り組むことにより、“彦根らしい”新たな文化を創出し、市民の文化資質が向上され、地域への誇りと愛着がより一層高まることをめざします。
- ◆市民の文化・芸術活動が社会的に評価される場づくり、また、文化芸術活動が社会で喜ばれる場づくりが進むことをめざします。
- ◆子どもたちをはじめ市民が上質な文化芸術に触れ、多面的な交流を広げることにより、文化芸術活動の振興と文化をリードする人材が育成されることをめざします。
- ◆ひこね市文化プラザ等の文化施設の機能の充実と地域性や市民ニーズ等を踏まえた魅力ある自主事業の実施により、市民が親しみやすく利用しやすい施設になることをめざします。

### ＜市の取組方向＞【彦根市総合計画 後期基本計画より抜粋】

#### 1 文化芸術環境の整備

- 市民に対し文化芸術振興施策の基本方針を明確にしなが、文化振興に関する具体的な方策に基づき、市民の文化・芸術活動の取組環境を整備し、裾野を広げるとともに、内外に認められる、本市の文化芸術向上と新たな創造を行います。
- 文化芸術振興の拠点施設であるひこね市文化プラザの機能を充実させ、市民のニーズを踏まえた魅力ある自主事業を行い、市民にとって親しみやすい施設運営を行います。
- みずほ文化センター、高宮地域文化センターおよび市民会館等において、より質の高い管理運営により、市民が利用しやすい施設運営を行います。

#### 2 市民の主体的な文化芸術活動の推進

- 美術展覧会および市民文芸作品などの発表の機会を充実し、市民の主体的な文化芸術活動を支援し、文化をリードしていく人材や団体を育成していきます。
- 次世代の文化芸術を担う子どもたちの創作活動を奨励するため、子どもたちが文化・芸術を発表する場や親しむ場づくりを行います。また、人的資源や活力を持つ大学、民間団体、関係文化団体とのネットワークにより、子どもたちが常に上質な芸術に触れ合う機会を提供します。



## 5 計画の位置づけ

本計画は、彦根市公共施設等総合管理計画に基づく施設類型別計画等で示していく個別計画として位置づけます。(図 1-3)

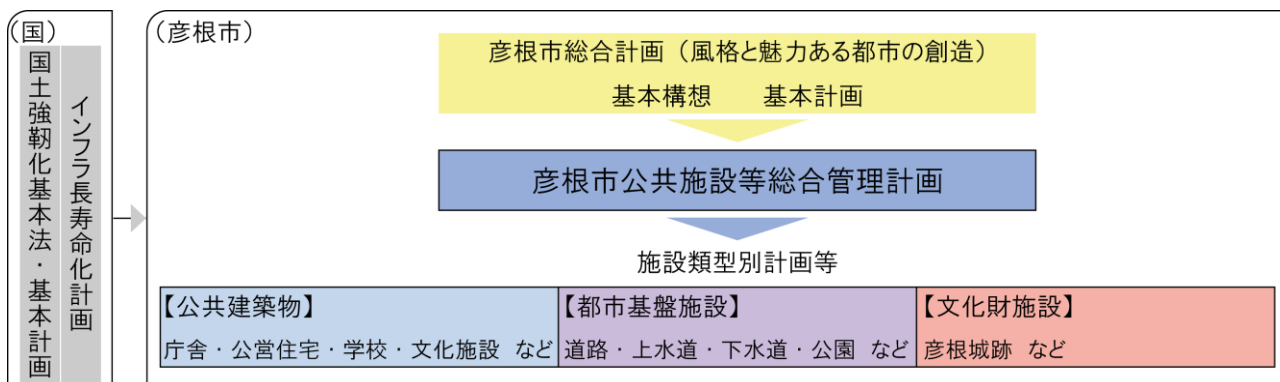


図 1-3 計画の体系

彦根市公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めており、文化施設については、以下のような方針を示しています。

### ■施設類型ごとの管理に関する基本的な方針(市民文化系施設)

- 彦根市民会館以外の文化施設については、比較的建築年度も新しく耐震化基準も満たしており、長期にわたって利用が見込める建物であることから、将来の多機能化を見越して、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。
- 文化施設のうち彦根市民会館については、本庁舎耐震化整備事業の中で、教育委員会と上下水道部の事務所機能を本庁舎に戻す予定をしていることから、その後のあり方については早急に検討します。

以上の方針を基本とし、各文化施設の管理運営の方向性を定めます。

## 6 計画期間

本計画の期間は、上位計画である「彦根市公共施設等総合管理計画」の計画期間と同様の 10 年間とし、平成 30 年度から平成 39 年度までとします。

## 第2章 文化施設のハード・ソフト面からみた現況と課題

### 1 立地状況

図2-1では、平成22年における人口分布状況を示した図上に文化施設の立地位置を示し、最寄駅からのアクセス性を示しています。

彦根市民会館は、市の北部に位置し、最寄駅であるJR彦根駅、近江鉄道彦根駅の半径1キロ圏内の徒歩8分のところに立地しています。

高宮地域文化センターは、市の中央部の東側に位置し、JR南彦根駅の半径1キロ圏外にありますが、近江鉄道高宮駅からは300メートルの位置にあり、交通アクセスのよいところに立地しています。

ひこね市文化プラザは、市の中央部の人口重心地に位置し、最寄駅であるJR南彦根駅の半径1キロ圏外にありますが、バス路線や乗合いタクシー(愛のりタクシー)の停留所があり、交通アクセスが整備されたところに立地しています。

みずほ文化センターは、市の南部に位置し、最寄駅であるJR稲枝駅の半径1キロ圏外にあり、バス路線や愛のりタクシーの停留所はありますが、アクセス性は比較的低いところに立地しています。

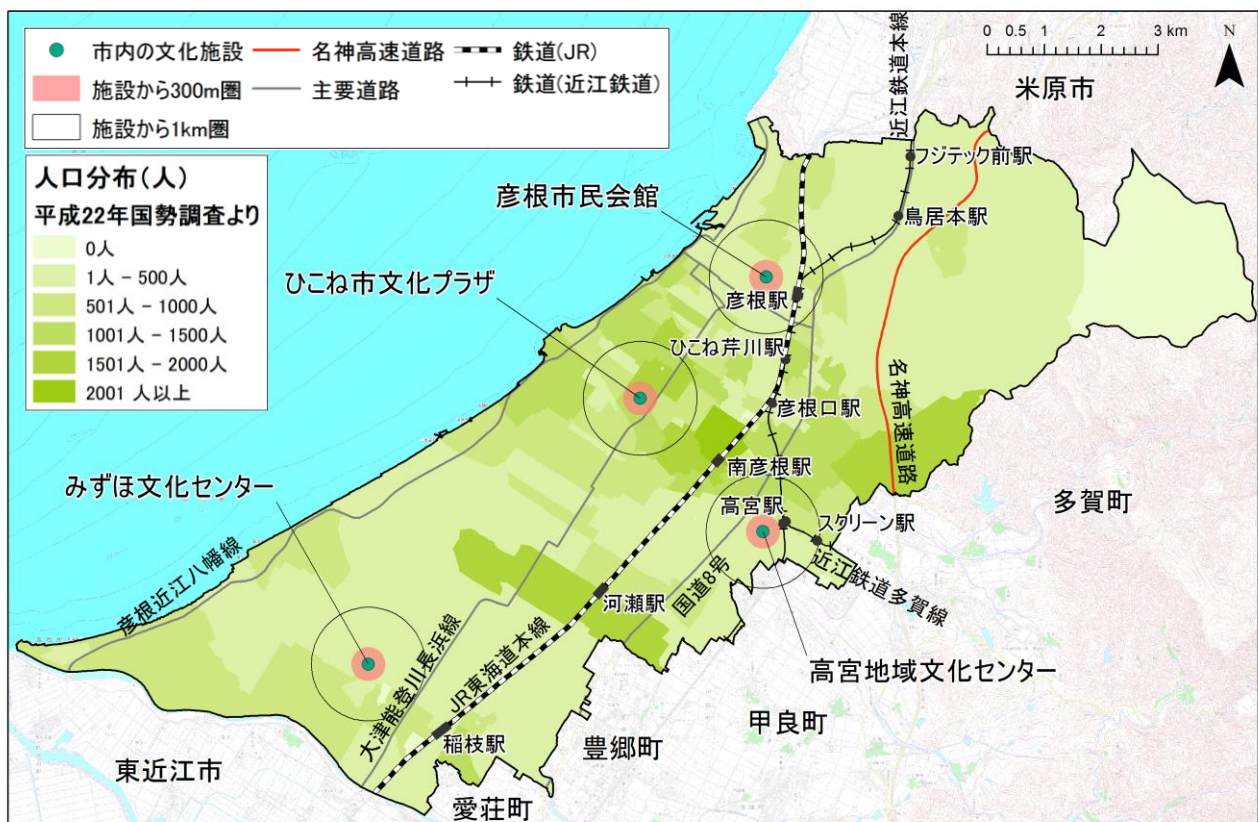


図2-1 文化施設の立地状況

## 2 県内市町(他自治体)との文化施設の保有状況の比較

彦根市の文化ホール(高宮地域文化センター、ひこね市文化プラザ、みずほ文化センター)と県内市町の公立文化ホールとの比較は表2-1のとおりです。(彦根市民会館は、ホール機能を廃止していることから対象外とします。)

ひこね市文化プラザは、県内市町の公立文化ホールの中で最大の延床面積<sup>※9</sup>と座席数を保有しています。一方、高宮地域文化センター、みずほ文化センターは、延床面積、座席数とも県内市町の平均と比較すると小規模な施設となっています。

表2-1 県内市町の公立文化ホール

市町	人口 (人)	座席数 合計 (席)	人口千人 当たりの 座席数	総延床 面積 (㎡)	文化ホールの保有状況				
					名称	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	座席数 (席)	開設 (年)
彦根市	112,786	2,799	25	18,060	高宮地域文化センター	2,864	1,034	300	H1
					ひこね市文化プラザ	42,576	15,515	2,096	H9
					みずほ文化センター	3,127	1,511	403	H11
大津市	342,434	3,000	9	20,535	大津市民会館	4,957	8,709	1,500	S50
					和邇文化センター	4,140	1,740	500	S63
					生涯学習センター	7,203	10,086	500	H4
					北部地域文化センター	5,942	1,729	500	H5
長浜市	120,995	2,324	19	20,135	長浜文化芸術会館	4,398	3,117	458	S50
					木之本ステックホール	4,054	1,380	300	H2
					浅井文化ホール	5,090	3,215	483	H8
					虎姫文化ホール	10,806	4,113	288	H8
					余呉文化ホール(はごろもホール)	-	1,859	231	H10
					びわ文化学習センター(リュートプラザ)	17,923	3,397	300	H11
近江八幡市	82,258	1,810	22	7,048	湖北文化ホール	5,471	3,054	264	H12
					文化会館	6,071	5,110	1,430	S54
草津市	130,385	1,039	8	5,642	安土文芸セミナリヨ	-	1,938	380	H6
					草津クリアホール	10,262	3,985	737	S63
守山市	81,094	1,600	20	8,970	草津アマカホール	-	1,656	302	H4
栗東市	67,702	1,416	21	11,751	守山市市民文化会館	12,827	8,970	1,600	S61
					栗東芸術文化会館さくら	28,135	11,751	1,416	H11
甲賀市	92,195	2,558	28	12,589	あいごうか市民ホール	8,854	4,034	785	S58
					甲賀農村環境改善センター	5,185	1,125	400	S63
					碧水ホール	4,657	1,870	432	H1
					あいの土山文化ホール	1,712	1,888	441	H3
					甲南情報交流センター	2,649	3,672	500	H12
野洲市	50,837	1,982	39	6,212	野洲文化ホール	4,878	5,100	1,185	S58
					野洲文化小劇場	1,432	1,112	300	H2
					さざなみホール	22,174	3,447	497	H4
湖南市	54,841	914	17	1,935	甲西文化ホール	5,707	1,935	412	S61
					石部文化ホール	3,595	1,751	502	H2
高島市	51,007	2,022	40	7,018	藤樹の里文化芸術会館	8,825	2,400	500	S54
					高島市民会館	3,329	3,736	1,024	S55
					ガリバーホール	-	883	498	H5
東近江市	115,304	1,846	16	6,229	八日市文化芸術会館	13,791	3,652	804	S56
					やわらぎホール	1,960	921	300	S62
					あかね文化ホール	8,097	1,656	502	H3
					てんびんの里文化学習センター	5,751	4,287	240	H7
米原市	39,883	600	15	4,784	伊吹薬草の里文化センター	44,102	4,784	290	H6
					ルッチプラザ	16,777	6,952	310	H13
日野町	22,074	1,004	45	5,878	日野町町民会館わたくしホール虹	14,628	5,878	1,004	H5
愛荘町	21,217	625	29	2,370	ハーティセンター泰荘	-	2,370	625	H7
豊郷町	7,381	493	67	4,186	豊郷町文化ホール	19,456	4,186	493	H7
平均						10,092	3,845	620	-

※人口は、平成28年1月1日の住民基本台帳人口による。

※設置状況と延床面積は平成28年4月の滋賀県HP(県内文化施設一覧)による。

※一つの施設に複数のホールがある場合は、全ホールの座席数の合計を記載している。

人口千人当たりの彦根市の文化ホールの座席数は約 26 席で、県内市町の公立文化ホールとの比較では平均的な座席数ですが、人口 10 万人以上の市と比較すると、最も多い座席数となっています。(図 2-2)

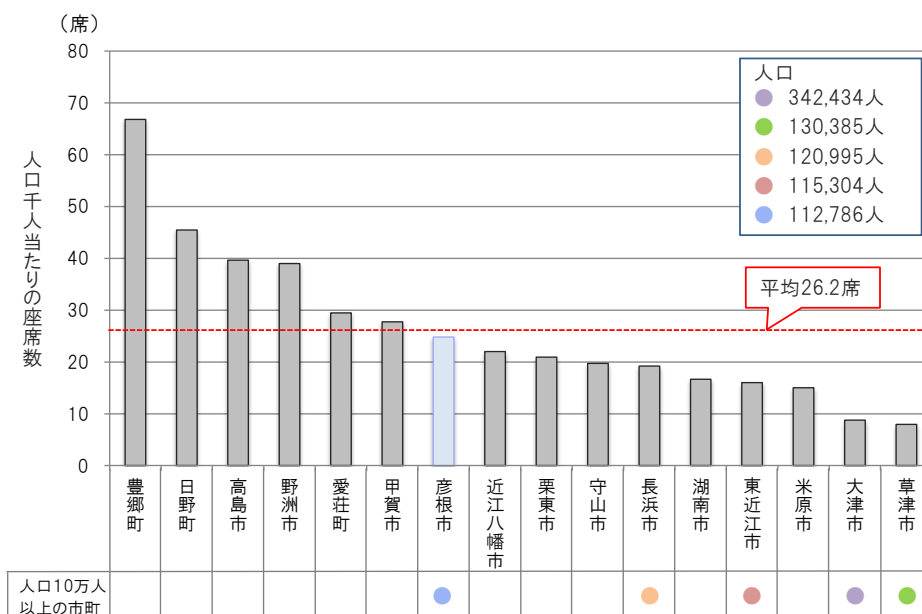


図 2-2 県内市町の公立文化ホールにおける人口千人当たりの座席数

人口千人当たりの彦根市の文化ホールの延床面積は、県内市町の公立文化ホールと比較すると平均的な面積ですが、人口 10 万人以上の市と比較すると、長浜市に次いで 2 番目に大きい延床面積となっています。(図 2-3)

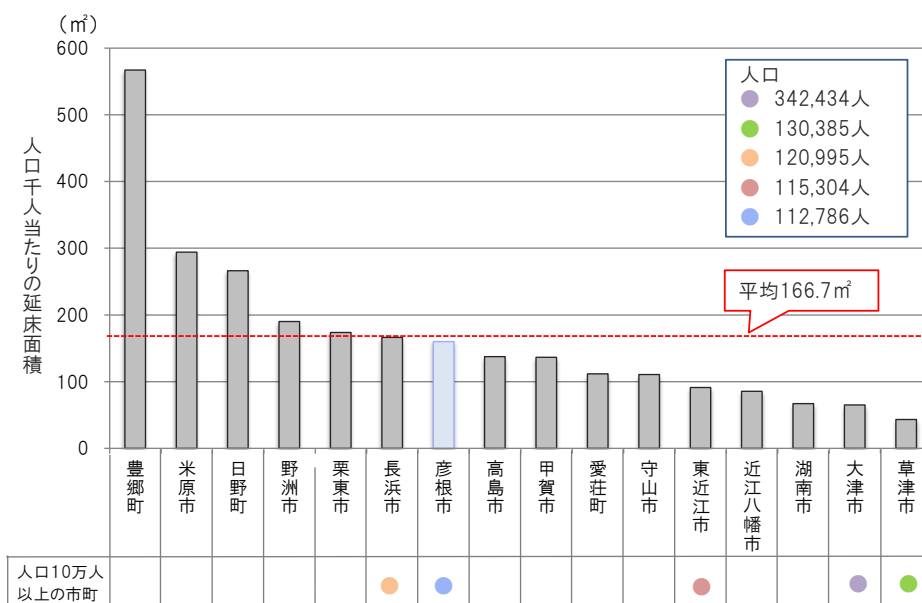


図 2-3 県内市町の公立文化ホールにおける千人当たりの延床面積

ひこね市文化プラザとみずほ文化センターについて、建築経過年数(図2-4、図2-5)を見ると、県内市町の公立文化ホールの中では比較的経過年数は浅く、高宮地域文化センターについては、概ね平均的となっています。

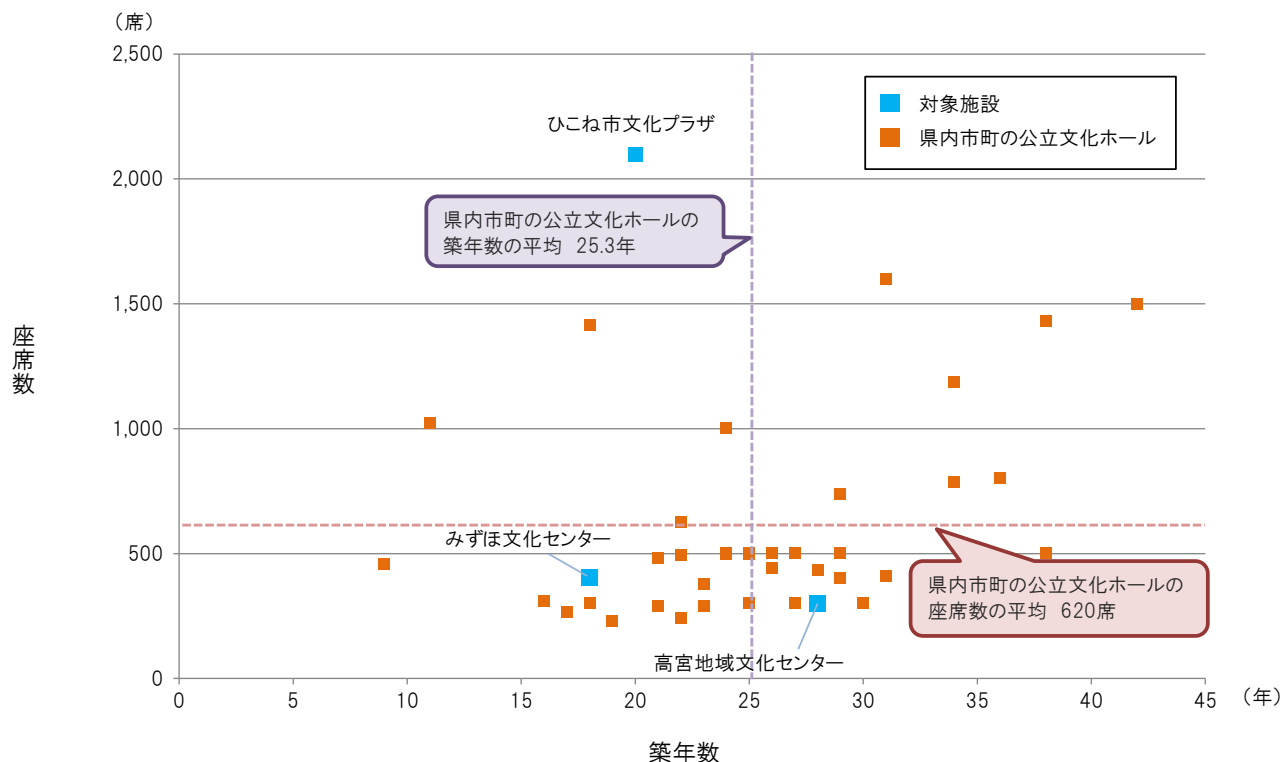


図2-4 県内市町の公立文化ホールの座席数と建築経過年数の比較

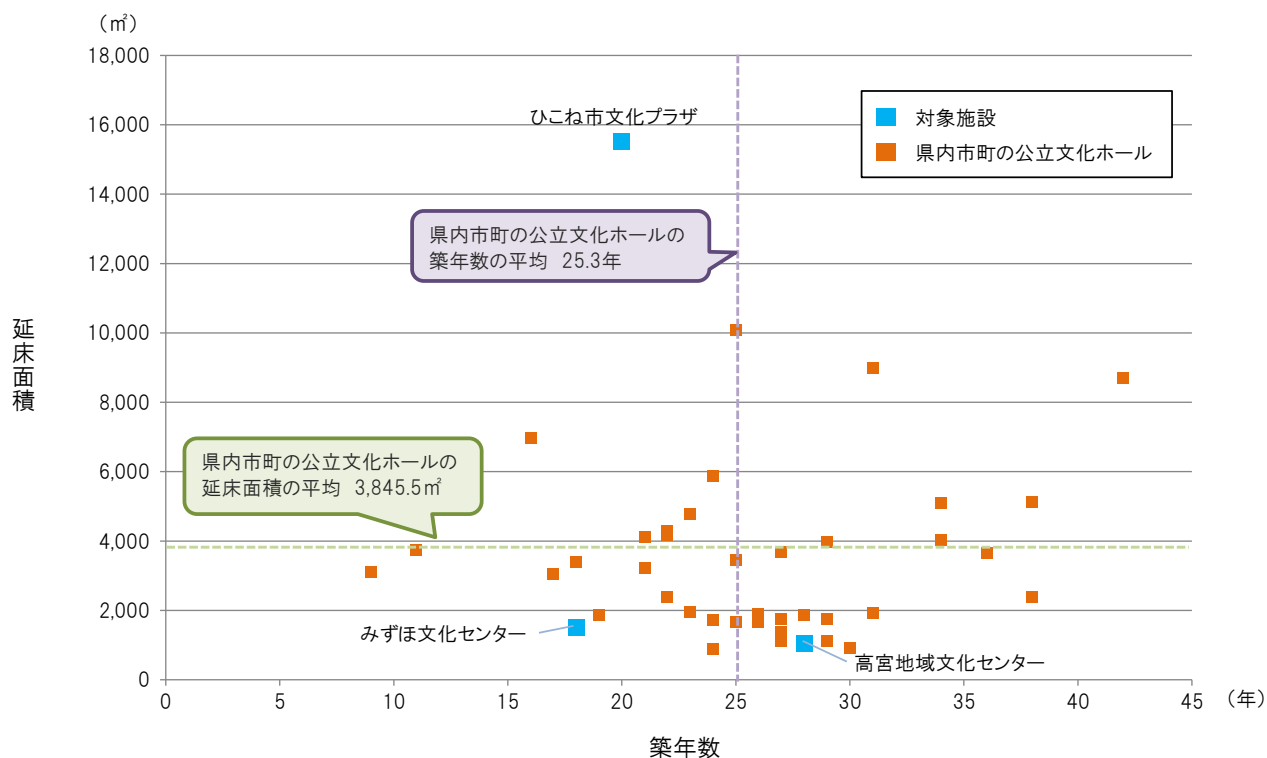


図2-5 県内市町の公立文化ホールの延床面積と建築経過年数の比較

### 3 施設の現況

以下では、対象施設におけるハード面の現況について整理します。

表 2-2 文化施設の概況

施設名称		彦根市民会館	高宮地域文化センター	ひこね市文化プラザ	みずほ文化センター
1	所在地	彦根市尾末町1番38号	彦根市高宮町2311番地	彦根市野瀬町187番地4	彦根市田原町11番地
2	延床面積(m <sup>2</sup> )	6,694	1,034	15,515	1,511
	敷地面積(m <sup>2</sup> )	6,064	2,864	42,576	3,127
3	施設構成	舞台練習場、会議室、料理教室、ギャラリー、事務室 ほか	ホール、会議室、調理実習室、練習室 ほか	グランドホール、エコーホール、メッセホール、リハーサル室、研修室、特別会議室、視聴覚室、楽屋、展示ロビー ほか	多目的ホール、練習室、楽屋 ほか
	設置形態	庁舎機能と複合	高宮出張所と複合	単独	単独
4	駐車台数(台)	46	22	800	244
5	建築年月	昭和39年6月	平成元年3月	平成8年11月	平成11年2月
	開設日	昭和39年7月	平成元年4月1日	平成9年2月11日	平成11年4月1日
6	構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	耐震化の状況	旧耐震基準 <sup>※10</sup> (耐震化未実施)	新耐震基準 <sup>※11</sup>	新耐震基準	新耐震基準
7	建築費(千円)	294,680	218,960	5,621,600	512,510
8	避難場所の指定	有	有	有	無

#### ① 彦根市民会館

彦根市民会館は、昭和39年7月に市民の文化芸術の振興や教養の向上を目的として開設されました。

開館当初は、第1ホール(大ホール)と第2ホール(フラットな小ホール)のほか、結婚式場やレストラン、各諸室が整備されていましたが、平成9年にひこね市文化プラザが開館したことに伴い、平成10年に第2ホール等を閉鎖し、事務室に転用されました。また、平成13年には第1ホールを閉鎖し、舞台は舞台練習場、客席は倉庫、ホールロビーはギャラリーに転用され、今日に至っています。

土地は、敷地の約84%が民間からの借地で、年間800万円の借地料を支払っています。

施設は建築から53年が経過し、施設・設備ともに経年劣化が著しい状況となっていることに加え、耐震診断<sup>※12</sup>の結果、耐震性<sup>※13</sup>を有していないことが確認されています。

※10～13 巻末資料「用語解説」参照

表 2-3 彦根市民会館の概況

1	所在地	彦根市尾末町 1 番38号	
2	延床面積	6,694㎡ 内訳 会館 6,616㎡ 自転車置場 78㎡	
	敷地面積	6,064㎡(市有地972㎡ ※借地5,092㎡)	
3	施設構成	舞台練習場(722㎡) 第1会議室(77㎡ 定員50人) 第2会議室(77㎡ 定員50人) 第3会議室(77㎡ 定員50人) 料理教室(70㎡ 定員30人) ギャラリー-(ギャラリー-A 130㎡ ギャラリー-B 84㎡ 計 214㎡)	
		事務室	教育委員会(1,007㎡) 上下水道部(515㎡) 国際交流サロン(54㎡)
		設置形態	単独
		4	駐車台数
5	建築年月	昭和39年6月	
	開設日	昭和39年7月	
6	構造(建設時期)	会館：鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階 ※一部3階 (昭和39年6月) 自転車置場：鉄骨造 地上 1 階(平成6年1月)	
	耐震化の状況	会館：二次診断実施済 耐震改修未実施 自転車置場：新耐震基準	
7	建築費	294,680千円	
8	避難場所の指定	有	

平成 20 年度以降の改修・修繕状況は、表 2-4 に示すとおりで、支出額は約 308 万円と比較的低い金額となっていますが、これは、彦根市民会館の耐震化の方針が未確定のため、施設への大規模な投資を抑制してきたことによるものです。

また、平成 28 年度に実施した定期点検結果によると、経年劣化による外壁クラック、シール部の劣化、屋上防水の劣化が指摘されており、これらの改修に約 1 億円が必要とされています。

さらに、建物の耐震化に概算で 1 億円の費用が必要となるほか、館内全体の空調設備、給排水設備、消防設備等の老朽化が進んでおり、これら設備改修に概算で 3 億円の費用が必要と見込まれます。

表 2-4 彦根市民会館の改修・修繕状況(平成 20 年度以降 1 件 100 万円以上)

年度	内訳(部位等)	金額(千円)
H25	非常用発電機始動用鉛蓄電池・照明器具	1,134
H27	冷房機器修繕	1,944
合計		3,078

## ② 高宮地域文化センター

高宮地域文化センターは、平成元年4月に文化芸術団体の日常的な練習・発表や地域住民の文化芸術事業の鑑賞の場、文化を媒介とした住民の交流の場を目的とするとともに、出張所等の機能を有する複合施設として開設されました。

施設構成は、フラットなホール(座席数300席、面積278㎡)のほか、練習場や会議室等が整備されています。

施設は建築から28年が経過しており、修繕を必要とする箇所が増えています。

表2-5 高宮地域文化センターの概況

1	所在地	彦根市高宮町2311番地	
2	延床面積	1,033.96㎡	
	敷地面積	内訳	会館：988.42㎡ 会館(和室増築) 45.54㎡
3	施設構成	2,864㎡(市有地)	
		ホール(278㎡ 300席)	
		練習室(75㎡ 定員50人)	
		第1会議室(32㎡ 定員15人)	
		第2会議室(35㎡ 定員15人)	
		第3会議室(32㎡ 定員20人)	
		和室(80㎡)	
3	設置形態	図書室(23㎡)	
		調理実習室(58㎡)	
4	設置形態	高宮出張所と複合	
4	駐車台数	22台	
5	建築年月	平成元年3月	
	開設日	平成元年4月1日	
6	構造(建設時期)	会館：	鉄骨造 地上2階(平成元年3月)
		会館(和室増築)：	鉄骨造 地上1階(平成9年11月)
6	耐震化の状況	新耐震基準	
7	建築費	218,960千円	
8	避難場所の指定	有	

平成20年度以降の改修・修繕状況は、表2-6に示すとおりで、支出額は157万円となっています。

また、平成27年度に実施した定期点検結果によると、外部の鉄部塗装劣化、外壁のクラック、シール部の不良等、経年による劣化が指摘されており、屋内・屋外の改修費用に約2,350万円が必要とされています。

表2-6 高宮地域文化センターの改修・修繕状況(平成20年度以降 1件100万円以上)

年度	内訳(部位等)	金額(千円)
H25	舞台吊物設備ワイヤーロープ更新	1,570
	合計	1,570



### ③ ひこね市文化プラザ

ひこね市文化プラザは、平成9年2月に彦根の文化芸術を担う人材の育成・支援を行うとともに、市民の文化芸術活動、生涯学習活動等への支援および地域の文化芸術団体ならびにアーティスト間のつながりの促進を図ることを目的に開設されました。

施設構成は、2面舞台を持つグランドホール(座席数1,480席)、シューボックスタイプのエコーホール(座席数346席)、多目的に利用可能なメッセホール(座席数270席、面積163㎡、壁面長約56m)の3つのホールのほか、大小2つのリハーサル室や研修室等が整備されています。

施設は建築から21年が経過しており、施設・設備とも、全体的に経年劣化が見られます。

表 2-7 ひこね市文化プラザの概況

1	所在地	彦根市野瀬町187番地4	
2	延床面積	15,515㎡	
		内訳	ホール棟 12,443㎡
			メッセ棟 2,849㎡
			駐輪場A 113㎡
			駐輪場B-1 55㎡
		駐輪場B-2 55㎡	
	敷地面積	42,576㎡(市有地)	
3	施設構成	グランドホール(2,018㎡ 1,480席)	
		エコーホール(521㎡ 346席)	
		メッセホール(163㎡ 270席)	
		第1リハーサル室(221㎡)	
		第2リハーサル室(70㎡)	
		第1研修室(60㎡ 定員22人)	
		第2研修室(121㎡ 定員54人)	
		第3研修室(121㎡ 定員54人)	
		和室研修室(29㎡ 8畳2室)	
		特別会議室(112㎡ 定員16人)	
視聴覚室(121㎡ 定員42人)			
楽屋(10室 488㎡)			
展示ロビー(50㎡)			
	設置形態	単独	
4	駐車台数	800台	
5	建築年月	平成8年11月	
	開設日	平成9年2月11日	
6	構造(建設時期)	ホール棟：	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階(平成8年11月)
		メッセ棟：	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階(平成8年11月)
		駐輪場A：	鉄骨造 地上1階(平成8年11月)
		駐輪場B-1：	鉄筋コンクリート造 地上1階(平成8年11月)
		駐輪場B-2：	鉄筋コンクリート造 地上1階(平成8年11月)
	耐震化の状況	新耐震基準	
7	建築費	5,621,600千円	
8	避難場所の指定	有	

平成 20 年度以降の改修・修繕状況は、表 2-8 に示すとおりで、支出額は 1 億 4,640 万円となっています。

また、平成 26 年度に実施した定期点検結果においては、地盤の沈下等が原因と考えられる外構部のインターロッキング舗装の沈下、タイルの浮き、ひび割れ等が主に指摘されており、それらの改修費用に約 5,500 万円が必要とされています。

さらに、各ホールの舞台・音響・照明設備や空調設備等も順次更新時期を迎えます。

表 2-8 ひこね市文化プラザの改修・修繕状況(平成 20 年度以降 1 件 100 万円以上)

年度	小計(千円)	内訳(部位等)	金額(千円)
H20	6,405	調光設備	1,995
		直流電源装置据置鉛蓄電池	4,410
H21	9,419	電波障害対策	9,419
H22	1,289	エコホール高圧ケーブル	1,289
H23	57,750	舞台吊物設備	50,285
		舞台機構制御用シーケンサー	7,465
H24	19,898	エコホールロビー空調機	5,145
		エコホール楽屋空調機	2,678
		エコホール舞台調光操作卓	10,500
		第6・7楽屋空調機	1,575
H25	19,938	エコホールワイヤレスマイク装置	2,718
		グランドホール楽屋・メッセホール棟空調機	9,975
		グランドホール音響反射板制御盤	3,570
		駐車場区画線	2,520
		中央監視盤	1,155
H26	15,555	エコホール音響調整卓 他	3,469
		グランドホールフォロースポットライト	1,804
		2階デッキタイル他床タイル	2,862
		グランドホールワイヤレスマイク装置	4,428
		行事案内板表示板	2,992
H27	16,146	電波障害防除設備撤去工事	4,266
		電話交換機設備更新取替	3,672
		グランドホール調光操作卓・調光器盤経年部品交換調整修繕	8,208
合計			146,400

#### ④ みずほ文化センター

みずほ文化センターは、平成 11 年 4 月に市南部地域の文化・芸術活動の活性化や地域の文化振興・生涯学習の推進を図るため、新しいまちづくりの拠点施設として開設されました。

施設構成は、電動式ロールバックチェアによる多目的ホール(座席数 403 席、面積 561 m<sup>2</sup>)と和式の練習室 3 室を備えています。

施設は建築から 18 年が経過し、施設・設備とも全体的に経年劣化が見られます。

表 2-9 みずほ文化センターの概況

1	所在地	彦根市田原町11番地	
2	延床面積	1,511m <sup>2</sup>	
		内訳	会館 1,494m <sup>2</sup> 自転車置場 17m <sup>2</sup>
	敷地面積	3,127m <sup>2</sup> (市有地)	
3	施設構成	多目的ホール(561m <sup>2</sup> 403席)	
		練習室(1)(30m <sup>2</sup> )	
		練習室(2)(30m <sup>2</sup> )	
		練習室(3)(30m <sup>2</sup> )	
		楽屋(29m <sup>2</sup> )	
	展示コーナー(44m <sup>2</sup> )		
	設置形態	単独	
4	駐車台数	244台	
5	建築年月	平成11年2月	
	開設日	平成11年4月1日	
6	構造(建設時期)	会館 :	鉄筋コンクリート造 地上2階(平成11年2月)
		自転車置場 :	鉄骨造 地上1階(平成11年2月)
	耐震化の状況	新耐震基準	
7	建築費	512,510千円	
8	避難場所の指定	無	

平成 20 年度以降の改修・修繕状況は、表 2-10 に示すとおりで、支出額は約 565 万円となっています。

また、平成 27 年度に実施した定期点検結果によると、外壁のクラック、シール部の劣化、屋内部では建具の不具合等が指摘されており、これらの改修費用に約 550 万円が必要とされています。

さらに、ホールの舞台・音響・照明設備や空調設備等も順次更新時期を迎えます。

表 2-10 みずほ文化センターの改修・修繕状況(平成 20 年度以降 1 件 100 万円以上)

年度	内訳(部位等)	金額(千円)
H21	舞台機構ワイヤーロープ取替(1期)	1,875
H23	舞台機構ワイヤーロープ取替(2期)	2,163
H24	舞台機構ワイヤーロープ取替(3期)	1,607
	合計	5,645

## 4 管理・運営の状況

各施設の管理運営の状況は、以下のとおりです。

表 2-11 施設の管理運営の概況

施設名称		彦根市民会館	高宮地域文化センター	ひこね市文化プラザ	みずほ文化センター
項目					
1	運営方法	直営	直営	指定管理	直営
2	職員配置(人)	臨時職員(2.5) 兼務職員(6)	正規職員(2) (出張所兼務) 臨時職員(1)	正規職員(11) パート(6)	臨時職員(3)
3	自主事業の状況 (H27年度)	-	-	鑑賞型事業 17事業 市民参加型事業 6事業 体験型事業 4事業 生涯学習型事業 5事業 次世代事業 2事業 アウトリーチ事業 2事業 共催・協力事業 7事業	鑑賞型事業 8事業 講座型事業 5事業
		-	-	43事業	13事業
4	休館日	毎週火曜日 (国民の祝日の場合は翌日) 年末年始 (12月29日～1月3日)	毎週日曜日と月曜日 (国民の祝日の場合は翌日) 国民の祝日 年末年始 (12月29日～1月3日)	毎週月曜日 (国民の祝日の場合は翌日) 年末年始 (12月29日～1月3日)	毎週火曜日 (国民の祝日の場合は翌日) 国民の祝日の翌日 年末年始 (12月29日～1月3日)
	開館時間	9時～21時	8時30分～17時15分 (8時30分～22時)	9時～22時	8時30分～17時15分 (8時30分～21時)
5	H27歳入(千円)	6,764 (うち使用料収入 2,299)	659 (うち使用料収入 421)	5,105 (利用料金制度を採用の ため使用料収入なし)	3,096 (うち使用料収入 2,125)
	H27歳出(千円)	42,713	6,283	168,671	15,337
6	H27自主事業の歳入(千円)	-	-	※70,427	911
	H27自主事業の歳出(千円)	-	-	※80,630	2,113

※指定管理者収支報告による

### ① 彦根市民会館

彦根市民会館は、臨時職員 2.5 人のほか、教育委員会事務局文化振興室、生涯学習課、教育総務課の職員 6 人が兼務により市が直営で管理運営を行っています。開館時間帯の夜間管理は、委託により警備員 1 人を配置しています。なお、休館日の火曜日は、教育委員会事務局の職員によって管理しています。

開館時間は、午前 9 時から午後 9 時(ギャラリーは午後 5 時)までで、休館日は毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日)および年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日)であり、年間の開館日数は 307 日程度となっています。なお、休館日の火曜日においても施設内にある教育委員会や上下水道部、国際交流サロン等は業務を行っていることから、施設は年末年始以外は稼動しています。

事業は、ホール機能が廃止されて以降は貸館事業のみ行っており、条例・規則に基づくギャラリーおよび会議室、料理教室の貸し出しのほか、彦根市民会館舞台練習場使用要綱に基づき、舞台練習場を一部の文化芸術団体に無料(冷暖房損料および付属設備損料は、条例・規則に基づき徴収)で貸し出しています。

## ② 高宮地域文化センター

高宮地域文化センターは、高宮出張所との複合施設として、高宮出張所と兼務の正規職員 2 人(うち 1 人は再任用職員)と専任の臨時職員 1 人を配置し、市が直営で管理運営を行っています。なお、土曜日は、専任の臨時職員 1 人により管理運営が行われています。

開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までですが、夜間に地域住民が使用される場合は、自主管理により午後 10 時まで使用できることとなっています。

休館日は、毎週日曜日および月曜日、祝日(当該祝日が土曜日の場合は、当該祝日を開館し、当該祝日が月曜日の場合は、当該祝日およびその翌日が休館日)、年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日)で、年間の開館日数は 240 日程度となっています。なお、休館日であっても、地域住民が使用される場合は、自主管理により使用が可能です。

事業は、貸館事業のみで自主事業は実施していませんが、地域組織の団体や文化芸術団体等によって、サークル活動や講習会・発表会などが行われています。

施設使用料、冷暖房損料および付属設備損料を条例・規則に基づき徴収しています。

## ③ ひこね市文化プラザ

ひこね市文化プラザは、平成 18 年度から指定管理者制度<sup>※14</sup>を導入し、現在は民間事業者が管理運営を行っており、17 人の職員が配置されています。

開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までで、休館日は毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)と年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日)であり、年間の開館日数は 307 日程度となっています。

事業は、貸館事業と自主事業を行っており、自主事業については、指定管理者募集要項の仕様書や応募提案書に基づき、年間 40 を超える事業が実施されています。

施設使用料、冷暖房損料および付属設備損料については、利用料金制度が採用され、利用料金は指定管理者の収入となっています。また、施設の利用料金は、教育委員会の承認を得て割引制度が設けられています。

## ④ みずほ文化センター

みずほ文化センターは臨時職員 3 人が従事し、市が直営で管理運営を行っています。

開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなっていますが、夜間に施設の使用がある場合は、午後 9 時まで開館しています。

休館日は、毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日)、祝日の翌日および年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日)で、年間の開館日数は 295 日程度となっています。

事業は貸館事業と自主事業を行っており、自主事業については年間 15 程度の事業を実施しています。

施設使用料、冷暖房損料および付属設備損料を条例・規則に基づき徴収しています。

※14 巻末資料「用語解説」参照

## 5 利用状況と減免状況

以下では、各施設の利用状況について、平成23年度から平成27年度における5年間の傾向を分析するため、部屋別の一日当たりの利用件数、利用人数、部屋別の時間帯別利用状況について整理します。

使用料の減免<sup>※15</sup>状況については、各施設の平成27年度における減免対象区分ごとの減免件数および減免額の状況について整理します。

### ① 彦根市民会館

#### <利用状況>

表2-12 彦根市民会館の年間利用件数および一日当たりの利用件数

利用件数(件) 部屋別	指標	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	年間平均 利用件数
舞台練習場	利用件数	623	643	636	626	655	637
	一日当たりの利用件数	2.03	2.09	2.07	2.04	2.13	2.07
第1・2・3会議室	利用件数	936	990	967	858	885	927
	一日当たりの利用件数	3.05	3.22	3.15	2.79	2.88	3.02
料理教室	利用件数	20	20	26	14	18	20
	一日当たりの利用件数	0.06	0.07	0.09	0.05	0.06	0.07
ギャラリーA・B	利用件数	276	221	222	229	214	232
	一日当たりの利用件数	0.90	0.72	0.72	0.75	0.70	0.76
合計	利用件数	1,855	1,874	1,851	1,727	1,772	1,816
	一日当たりの利用件数	6.04	6.10	6.03	5.63	5.77	5.91

※年間開館日数は365日から休館日(58日)を除いた307日と設定

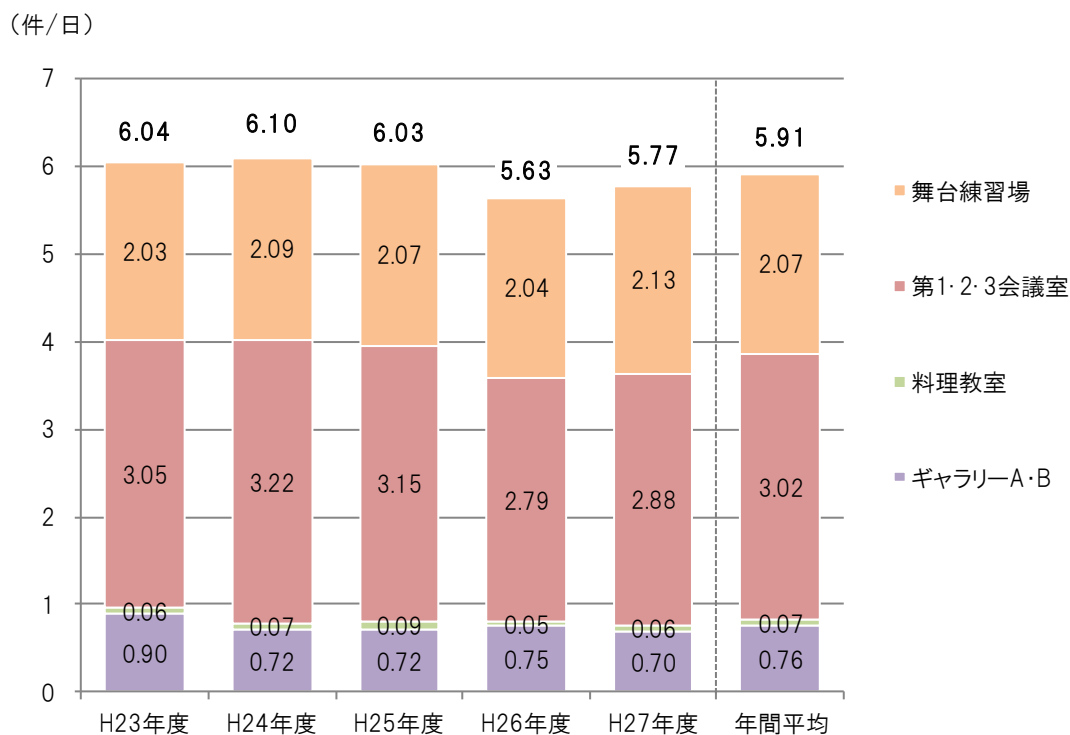


図2-6 彦根市民会館の一日当たりの利用件数

※15 巻末資料「用語解説」参照

平成 23 年度から平成 27 年度の平均利用件数は、施設全体では 1,816 件、部屋別では舞台練習場が 637 件、会議室が 927 件、料理教室が 20 件、ギャラリーが 232 件となっています。

一日当たりの平均利用件数は、施設全体では 5.91 件、部屋別では舞台練習場が 2.07 件、会議室が 3.02 件、料理教室が 0.07 件、ギャラリーが 0.76 件となっています。(表 2-12、図 2-6)

表 2-13 彦根市民会館の年間利用人数および一日当たりの利用人数

利用人数(人) 部屋別	指標	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	年間平均 利用人数
舞台練習場	利用人数	12,716	13,140	11,437	10,568	11,140	11,800
	一日当たりの利用人数	41.4	42.8	37.3	34.4	36.3	38.4
第1・2・3会議室	利用人数	16,381	15,467	17,298	15,506	17,022	16,335
	一日当たりの利用人数	53.4	50.4	56.3	50.5	55.4	53.2
料理教室	利用人数	281	364	394	369	569	395
	一日当たりの利用人数	0.9	1.2	1.3	1.2	1.9	1.3
ギャラリーA・B	利用人数	12,364	11,084	9,570	7,762	7,700	9,696
	一日当たりの利用人数	40.3	36.1	31.2	25.3	25.1	31.6
合計	利用人数	41,742	40,055	38,699	34,205	36,431	38,226
	一日当たりの利用人数	136.0	130.5	126.1	111.4	118.7	124.5

※年間開館日数は 365 日から休館日(58 日)を除いた 307 日と設定

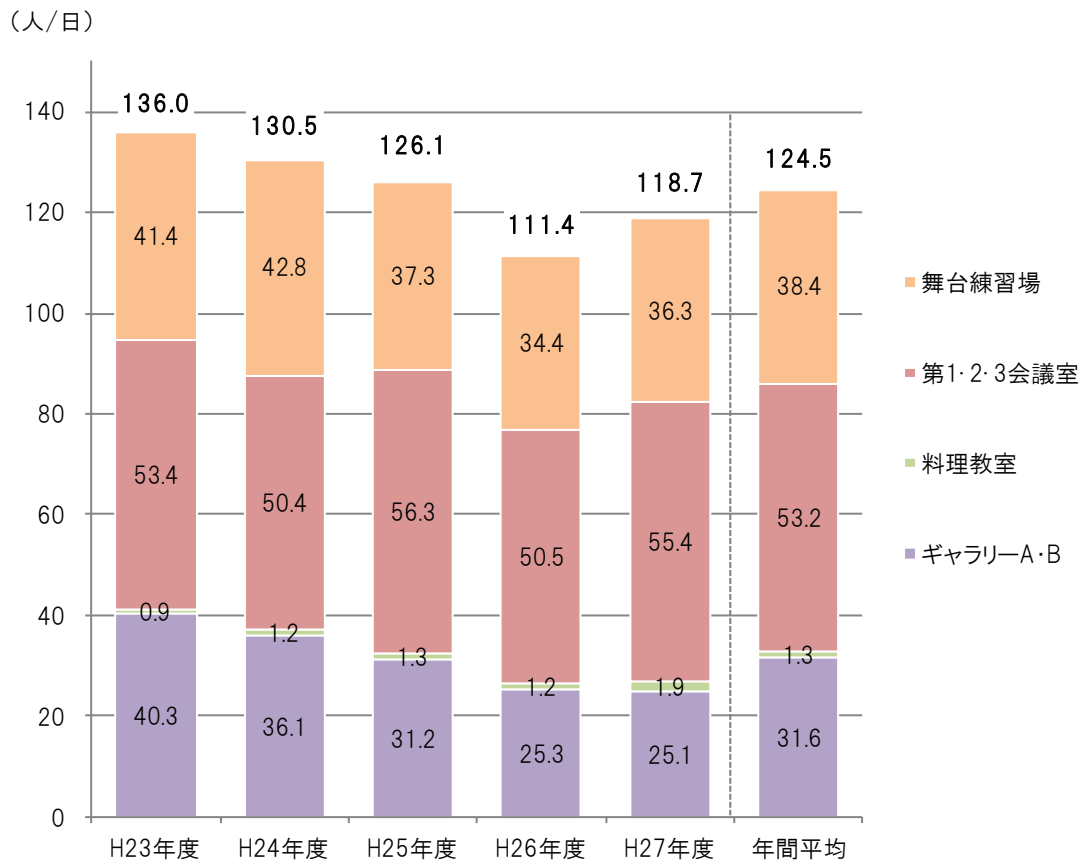


図 2-7 彦根市民会館の一日当たり利用者数

平成 23 年度から平成 27 年度の平均利用人数は、施設全体では 38,226 人、部屋別では舞台練習場が 11,800 人、会議室が 16,335 人、料理教室が 395 人、ギャラリーが 9,696 人となっています。

一日当たりの平均利用人数は、施設全体では 124.5 人、部屋別では舞台練習場が 38.4 人、会議室が 53.2 人、料理教室が 1.3 人、ギャラリーが 31.6 人となっています。(表 2-13)

過去 5 年間の推移を見ると、利用件数および利用人数ともに、施設全体では減少傾向にあります。(図 2-7)

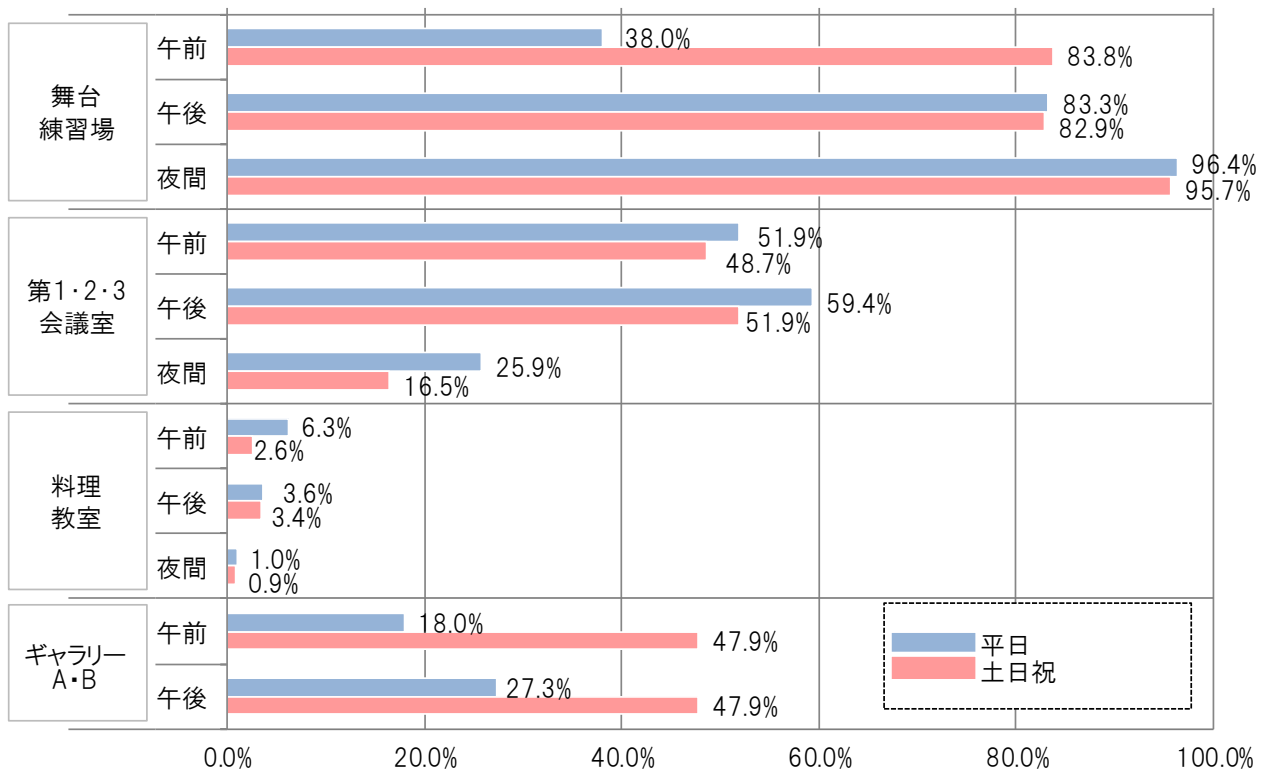


図 2-8 彦根市民会館の部屋別・時間帯別利用率

時間帯別利用状況は、舞台練習場は平日と土日・祝日に関わらず夜間は 95%以上の高い利用率となっています。午前・午後については、平日の午前のみ 38%と比較的利用に余裕がありますが、それ以外はいずれも 80%以上の高い利用率となっています。

会議室は、平日と土日・祝日の利用率にあまり差はありませんが、午前・午後の利用率が概ね 50%であるのに対し、夜間は 16.5%から 25.9%と低くなっています。

料理教室は、いずれの時間帯も 10%以下であり、利用率が低い状況となっています。

ギャラリーは、土日・祝日の午前・午後の利用率が 47.9%と比較的高くなっています。なお、ギャラリーは土日・祝日を含めた連続使用が多く、春・秋の文化祭シーズンには、土日・祝日の利用率が 100%となる月があります。



<減免状況>

表 2-14 彦根市民会館の使用料減免状況(平成 27 年度)

規則による減免区分		減免率	減免件数および減免額	
社会教育関係団体	第1号	50%	件数(件)	187
			減免額(円)	136,440
社会福祉団体	第2号	50%	件数(件)	4
			減免額(円)	3,200
文化祭関係	第3号	50%	件数(件)	78
			減免額(円)	188,250
学校・幼稚園・保育所	第4号	20%	件数(件)	0
			減免額(円)	0
彦根市・行政委員会	第5号	20%	件数(件)	98
			減免額(円)	29,380
その他	第6号	100%	件数(件)	4
			減免額(円)	9,400
計			件数(件)	371
			減免額(円)	366,670

使用料の減免は、「彦根市民会館の管理運営に関する規則」に基づき、社会教育団体や社会福祉団体、市または教育委員会が主催する文化祭行事で使用する場合は50%、市内の学校、幼稚園、保育所および市または行政委員会が主催・共催で使用する場合は20%の減免を行っています。

平成27年度の減免状況は、減免額が366,670円で、仮に減免を行わなかった場合の使用料は1,623,290円と試算されることから、減免割合は22.6%となります。

なお、舞台練習場については、使用料が設定されていないことから、減免件数および減免額には含めていません。

② 高宮地域文化センター  
 <利用状況>

表 2-15 高宮地域文化センターの年間利用件数および一日当たりの利用件数

利用件数(件) 部屋別	指標	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	年間平均 利用件数
ホール	利用件数	171	224	226	213	206	208
	一日当たりの利用件数	0.71	0.94	0.94	0.89	0.86	0.87
練習室	利用件数	142	164	153	153	139	150
	一日当たりの利用件数	0.59	0.68	0.64	0.64	0.58	0.63
第1・2・3会議室	利用件数	427	420	444	434	382	421
	一日当たりの利用件数	1.78	1.75	1.85	1.81	1.59	1.75
和室	利用件数	289	214	147	99	117	173
	一日当たりの利用件数	1.20	0.89	0.61	0.41	0.49	0.72
図書室	利用件数	30	46	60	47	75	52
	一日当たりの利用件数	0.13	0.19	0.25	0.19	0.31	0.21
調理実習室	利用件数	19	21	21	27	26	23
	一日当たりの利用件数	0.08	0.09	0.09	0.11	0.11	0.10
合計	利用件数	1,078	1,089	1,051	973	945	1,027
	一日当たりの利用件数	4.49	4.54	4.38	4.05	3.94	4.28

※年間開館日数は 365 日から休館日(125 日)を除いた 240 日と設定

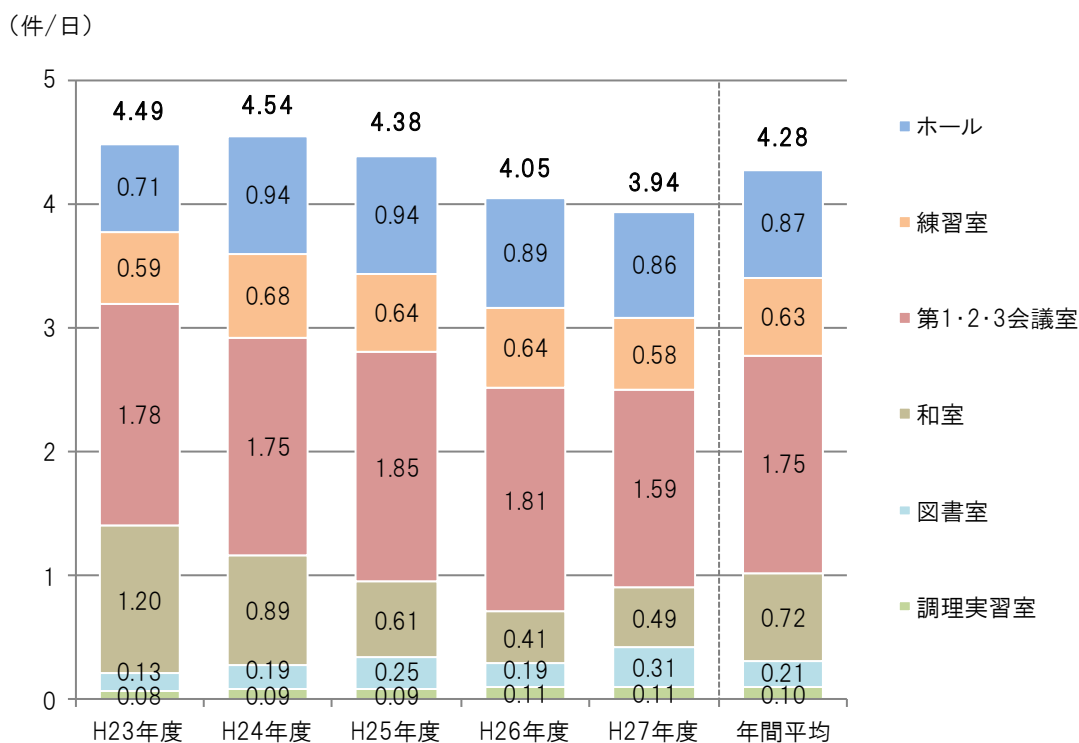


図 2-9 高宮地域文化センターの一日当たりの利用件数

平成 23 年度から平成 27 年度の平均利用件数は、施設全体では 1,027 件、部屋別ではホールが 208 件、練習室が 150 件、会議室が 421 件、和室が 173 件、図書室が 52 件、調理実習室が 23 件となっています。

一日当たりの平均利用件数は、施設全体では4.28件、部屋別ではホールが0.87件、練習室が0.63件、会議室が1.75件、和室が0.72件、図書室が0.21件、調理実習室が0.10件となっています。(表2-15、図2-9)

表2-16 高宮地域文化センターの年間利用人数および一日当たりの利用人数

利用人数(人) 部屋別	指標	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	年間平均 利用人数
ホール	利用人数	8,158	8,266	8,328	8,954	8,071	8,355
	一日当たりの利用人数	34.0	34.5	34.7	37.3	33.6	34.8
練習室	利用人数	1,878	2,563	1,873	1,912	1,667	1,979
	一日当たりの利用人数	7.8	10.7	7.8	8.0	7.0	8.3
第1・2・3会議室	利用人数	3,347	4,059	3,359	3,160	3,485	3,482
	一日当たりの利用人数	14.0	16.9	14.0	13.1	14.5	14.5
和室	利用人数	2,864	1,973	1,436	1,199	1,310	1,757
	一日当たりの利用人数	11.9	8.2	6.0	5.0	5.5	7.3
図書室	利用人数	249	261	388	260	428	317
	一日当たりの利用人数	1.0	1.1	1.6	1.1	1.8	1.3
調理実習室	利用人数	265	367	316	361	412	344
	一日当たりの利用人数	1.1	1.5	1.3	1.5	1.7	1.4
合計	利用人数	16,761	17,489	15,700	15,846	15,373	16,234
	一日当たりの利用人数	69.8	72.9	65.4	66.0	64.1	67.6

※年間開館日数は365日から休館日(125日)を除いた240日と設定

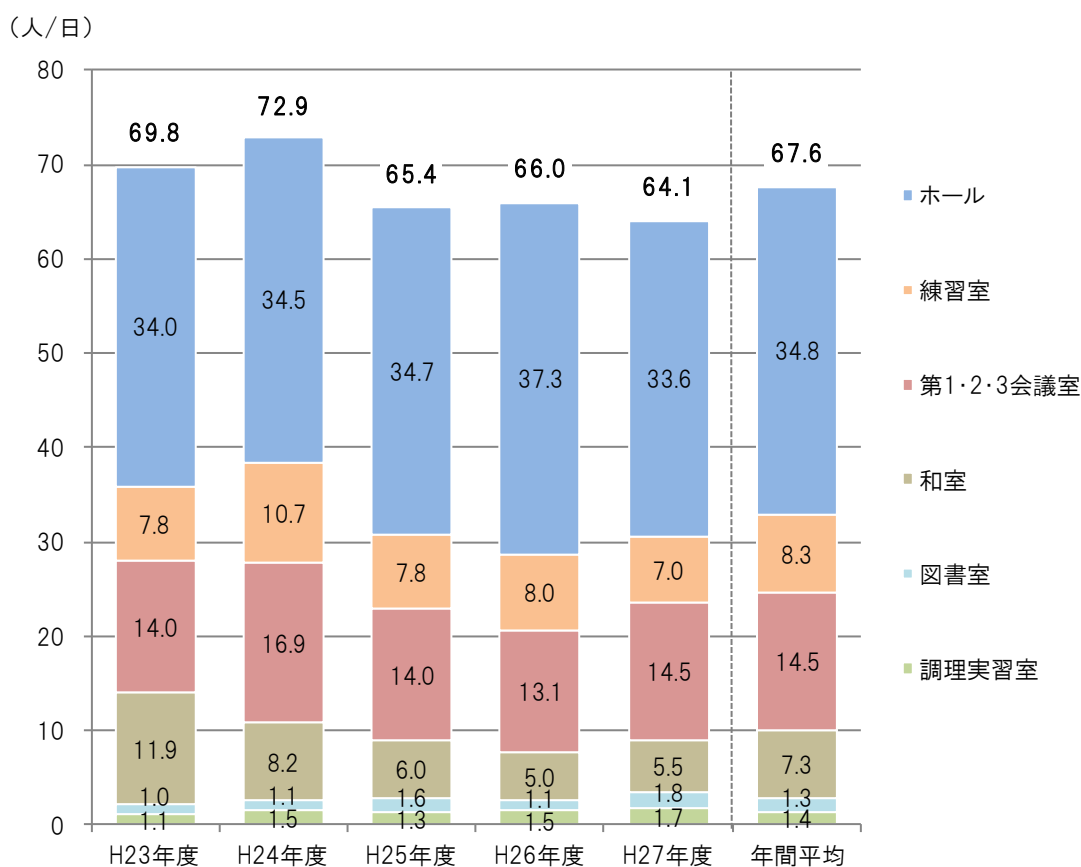


図2-10 高宮地域文化センターの一日当たりの利用人数

平成 23 年度から平成 27 年度の平均利用人数は、施設全体では 16,234 人、部屋別ではホールが 8,355 人、練習室が 1,979 人、会議室が 3,482 人、和室が 1,757 人、図書室が 317 人、調理実習室が 344 人となっています。

一日当たりの平均利用人数は、施設全体では 67.6 人、部屋別ではホールが 34.8 人、練習室が 8.3 人、会議室が 14.5 人、和室が 7.3 人、図書室が 1.3 人、調理実習室が 1.4 人となっています。(表 2-16)

過去 5 年間の推移を見ると、利用件数および利用人数ともに施設全体では若干減少傾向となっています。(図 2-10)

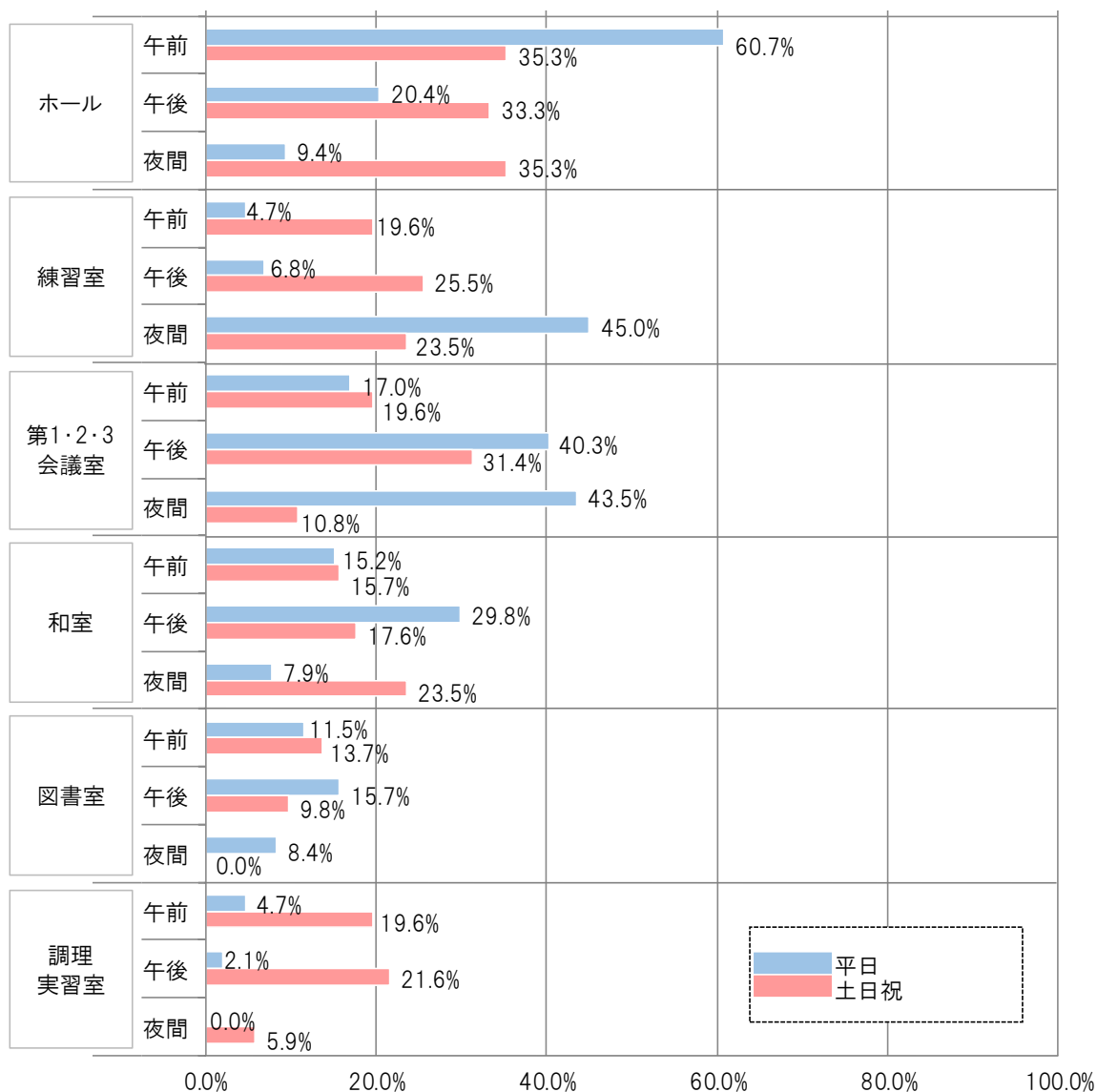


図 2-11 高宮地域文化センターの部屋別・時間帯別利用率

時間帯別利用状況は、ホールは平日午前の利用率が 60.7%と高く、次いで土日・祝日の全時間帯で概ね 35%程度となっています。一方、平日の午後・夜間は利用に余裕がある状況となっています。

会議室は、平日午後・夜間の利用が比較的多く、午前の利用が比較的少ない状況です。

<減免状況>

表 2-17 高宮地域文化センターの使用料減免状況(平成 27 年度)

規則による減免区分		減免率	減免件数および減免額	
彦根市、行政委員会、公共団体、 地域コミュニティー	第1,2,3号	100%	件数(件)	877
			減免額(円)	1,487,455
文化芸術団体	第4号	50%	件数(件)	0
			減免額(円)	0
その他	第5号	100%	件数(件)	0
			減免額(円)	0
計			件数(件)	877
			減免額(円)	1,487,455

使用料の減免は、「高宮地域文化センターの管理運営に関する規則」に基づき、市または教育委員会の主催・共催、公共団体の使用、地域コミュニティー活動に使用する場合は免除、文化芸術団体は 50%、教育委員会が特に必要と認める場合は使用料を減額または免除を行っています。

平成 27 年度の減免状況は、減免額が 1,487,455 円で、仮に減免を行わなかった場合の使用料は 1,565,695 円と試算されることから、減免割合は 95.0%となります。

### ③ ひこね市文化プラザ

#### <利用状況>

表 2-18 ひこね市文化プラザの年間利用件数および一日当たりの利用件数（楽屋を除く）

利用件数(件) 部屋別	指標	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	年間平均 利用件数
グランドホール	利用件数	114	122	107	123	120	117
	一日当たりの利用件数	0.37	0.40	0.35	0.40	0.39	0.38
エコーホール	利用件数	178	178	186	158	185	177
	一日当たりの利用件数	0.58	0.58	0.61	0.51	0.60	0.58
メッセホール	利用件数	105	128	142	124	108	122
	一日当たりの利用件数	0.34	0.42	0.46	0.40	0.35	0.39
第1・2リハーサル室	利用件数	341	328	368	380	444	372
	一日当たりの利用件数	1.11	1.07	1.20	1.24	1.45	1.21
諸室	利用件数	1,186	938	985	1,015	1,059	1,037
	一日当たりの利用件数	3.86	3.05	3.21	3.31	3.45	3.38
展示ロビー	利用件数	23	23	22	22	26	23
	一日当たりの利用件数	0.08	0.07	0.07	0.07	0.09	0.08
合計	利用件数	1,947	1,717	1,810	1,822	1,942	1,848
	一日当たりの利用件数	6.34	5.59	5.90	5.93	6.33	6.02

※年間開館日数は 365 日から休館日(58 日)を除いた 307 日と設定

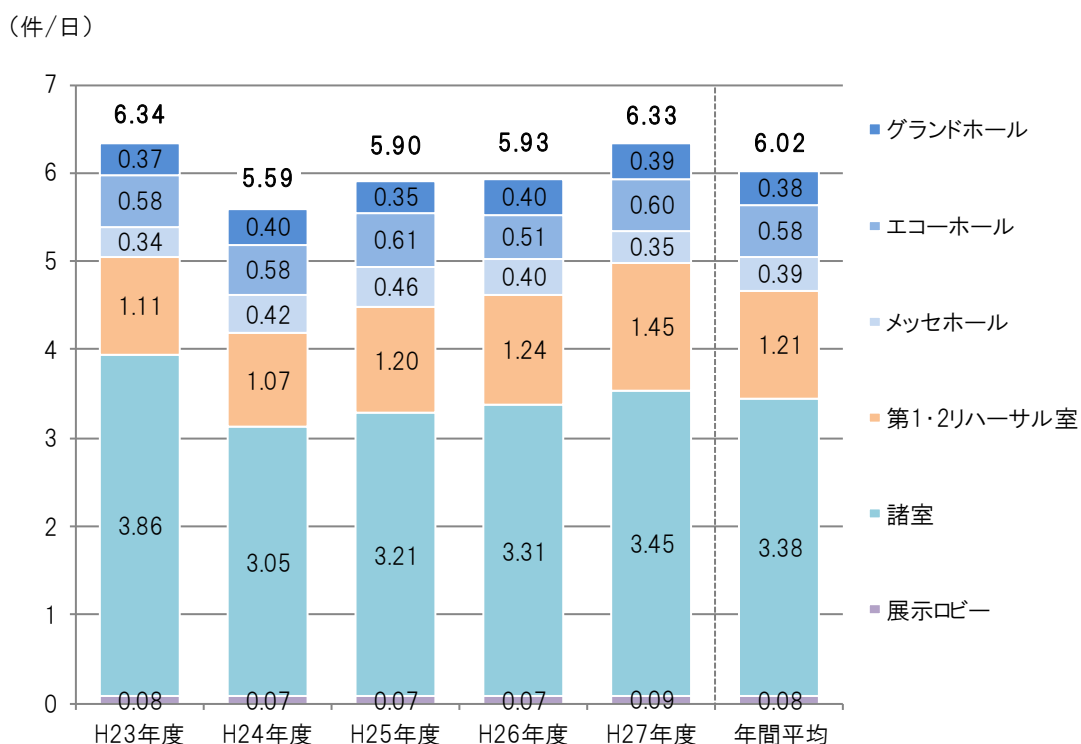


図 2-12 ひこね市文化プラザの一日当たりの利用件数（楽屋を除く）

平成 23 年度から平成 27 年度の平均利用件数は、施設全体では 1,848 件、部屋別ではグランドホールが 117 件、エコーホールが 177 件、メッセホールが 122 件、リハーサル室が 372 件、研修室等の諸室が 1,037 件、展示ロビーが 23 件となっています。

一日当たりの平均利用件数は、施設全体では 6.02 件、部屋別ではグランドホールが 0.38 件、エコーホールが 0.58 件、メッセホールが 0.39 件、リハーサル室が 1.21 件、諸室が 3.38 件、展示ロビーが 0.08 件となっています。(表 2-18、図 2-12)

表 2-19 ひこね市文化プラザの年間利用人数および一日当たりの利用人数（楽屋を除く）

利用人数(人) 部屋別	指標	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	年間平均 利用人数
グランドホール	利用人数	93,544	127,548	117,148	105,502	109,059	110,560
	一日当たりの利用人数	304.7	415.5	381.6	343.7	355.3	360.2
エコーホール	利用人数	27,699	26,012	27,130	28,127	29,815	27,757
	一日当たりの利用人数	90.2	84.7	88.4	91.6	97.1	90.4
メッセホール	利用人数	18,660	22,142	22,570	22,378	18,370	20,824
	一日当たりの利用人数	60.8	72.1	73.5	72.9	59.8	67.8
第1・2リハーサル室	利用人数	14,817	14,271	14,434	16,527	16,936	15,397
	一日当たりの利用人数	48.3	46.5	47.0	53.8	55.2	50.2
諸室	利用人数	42,139	32,114	28,482	28,268	35,082	33,217
	一日当たりの利用人数	137.2	104.6	92.8	92.1	114.3	108.2
展示ロビー	利用人数	6,019	4,884	4,495	4,414	6,391	5,240
	一日当たりの利用人数	19.6	15.9	14.6	14.4	20.8	17.1
合 計	利用人数	202,878	226,971	214,259	205,216	215,653	212,995
	一日当たりの利用人数	660.8	739.3	697.9	668.5	702.5	693.9

※年間開館日数は 365 日から休館日(58 日)を除いた 307 日と設定

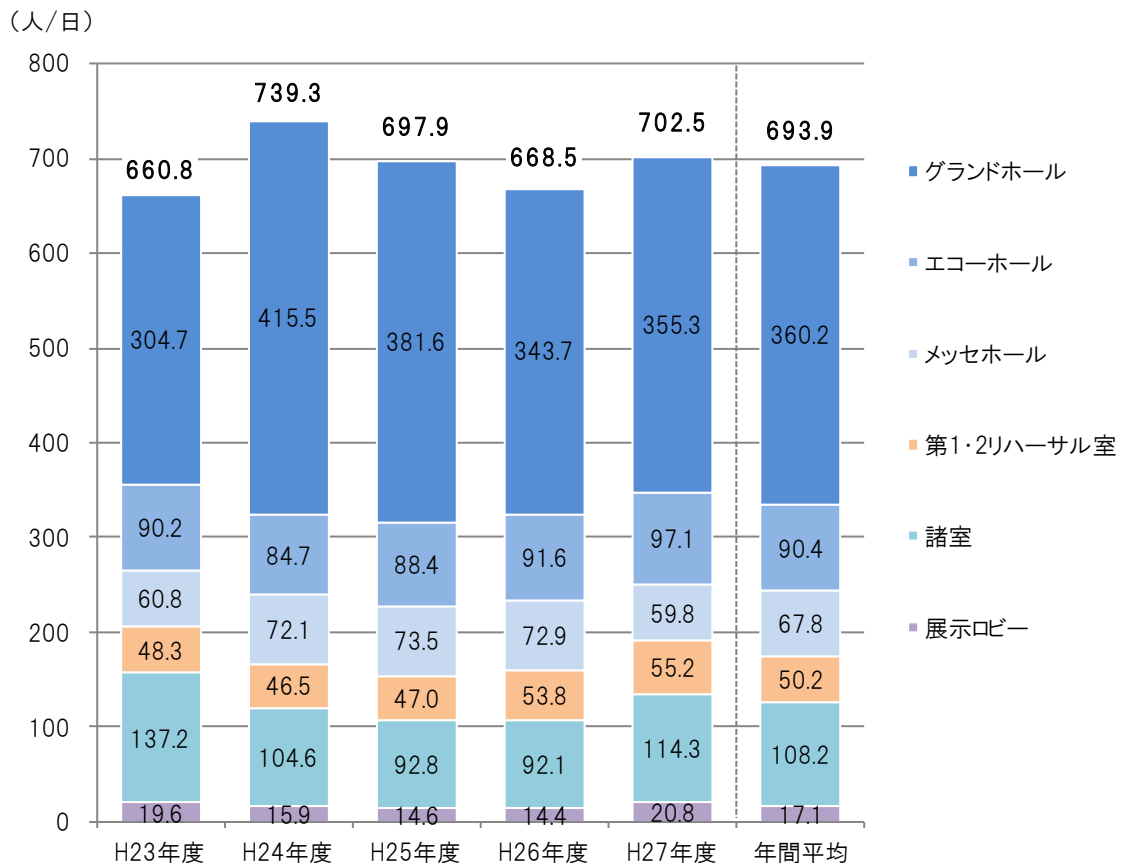


図 2-13 ひこね市文化プラザの一日当たりの利用人数（楽屋を除く）

平成 23 年度から平成 27 年度の平均利用人数は、施設全体では 212,995 人、部屋別ではグランドホールが 110,560 人、エコーホールが 27,757 人、メッセホールが 20,824 人、リハーサル室が 15,397 人、研修室等の諸室 33,217 人、展示ロビーが 5,240 人となっています。

一日当たりの平均利用人数は、施設全体では693.9人、部屋別ではグランドホールが360.2人、エコーホールが90.4人、メッセホールが67.8人、リハーサル室が50.2人、諸室が108.2人、展示ロビーが17.1人となっています。(表2-19)

過去5年間の推移を見ると、グランドホール、メッセホールは利用件数および利用人数ともに横ばい傾向ですが、エコーホールとリハーサル室は増加しています。(図2-13)

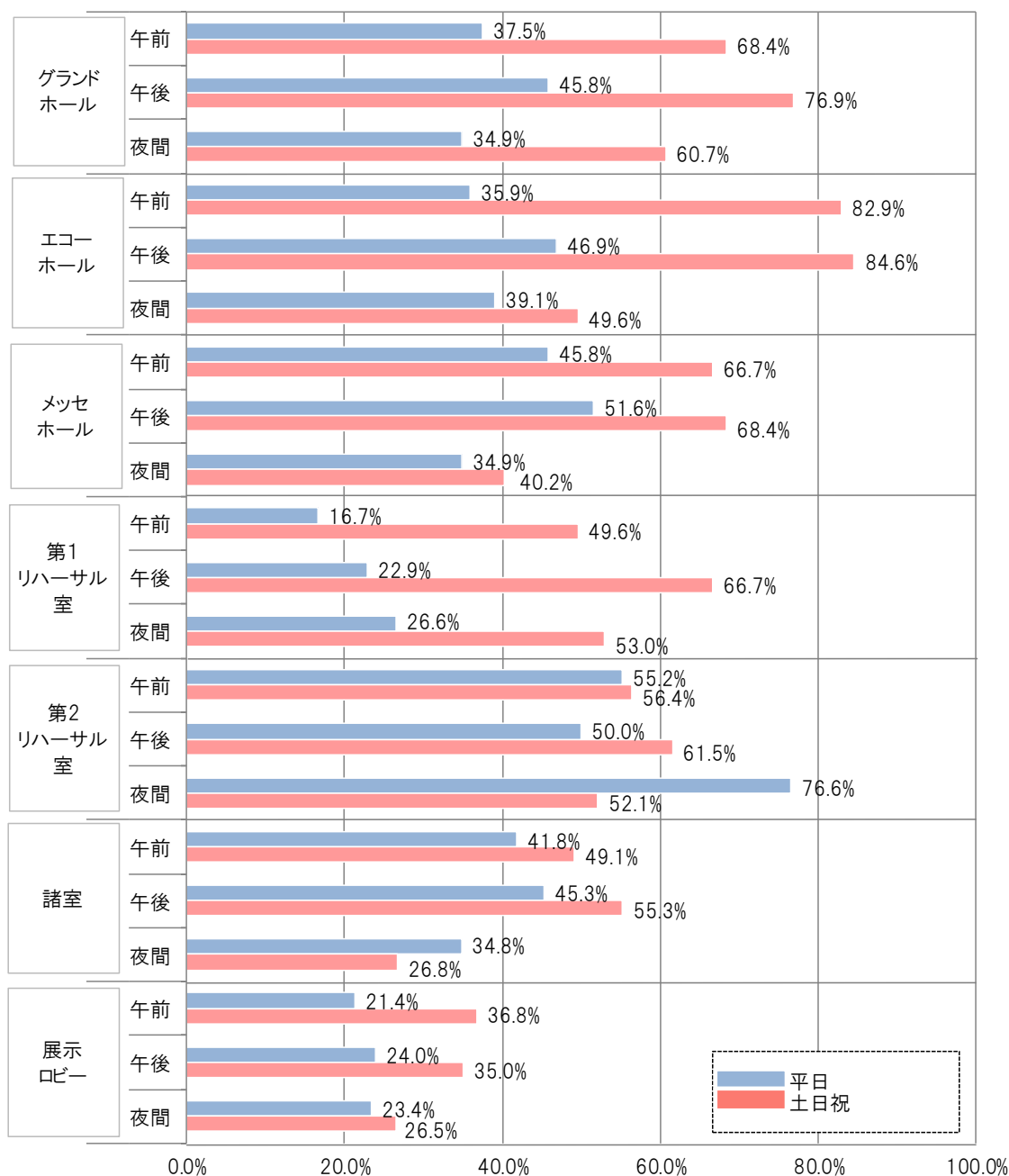


図2-14 ひこね市文化プラザの部屋別・時間帯別利用率(楽屋を除く)

時間帯別利用状況は、グランドホールは土日・祝日がいずれの時間帯も利用率が高く60.7%から76.9%となっています。一方、平日の利用率は34.9%から45.8%と比較的利用に余裕がある状況です。



エコーホールは、土日・祝日の午前・午後の利用率が80%以上と高くなっています。一方、平日はいずれの時間帯も利用率50%未満であり、比較的利用に余裕がある状況です。

メッセホールは、土日・祝日の午前・午後の利用率が66.7%から68.4%と比較的高くなっていますが、夜間は平日、土日・祝日に関わらず概ね40%以下と比較的利用に余裕がある状況です。

第1リハーサル室は、土日・祝日の午後の利用率は49.6%から66.7%ですが、平日については16.7%から26.6%と利用に余裕がある状況です。

第2リハーサル室は、いずれの時間帯も利用率50%以上であり、第1リハーサル室に比べ利用率が高くなっています。

展示ロビーは、土日・祝日の午前の利用率36.8%が最も高く、全体的には低くなっています。これは、展示ロビーが、施設のロビーとしてのオープンスペースを兼ねていることから、展示物等の管理ができないなど、ギャラリーとしての運用上の問題も要因のひとつと考えられます。

## <減免状況>

表2-20 ひこね市文化プラザの使用料減免状況(平成27年度)

規則による減免区分		減免率	減免件数および減免額	
社会教育関係団体	第1号	50%	件数(件)	116
			減免額(円)	2,689,970
社会福祉団体	第2号	50%	件数(件)	8
			減免額(円)	71,590
労働団体	第3号	50%	件数(件)	13
			減免額(円)	25,020
文化祭関係	第4号	50%	件数(件)	4
			減免額(円)	994,060
学校・幼稚園・保育所	第5号	20%	件数(件)	34
			減免額(円)	619,660
彦根市・行政委員会	第6号	20%	件数(件)	36
			減免額(円)	486,500
その他	第7号	100%	件数(件)	82
			減免額(円)	6,346,770
		50%	件数(件)	18
			減免額(円)	331,680
計			件数(件)	311
			減免額(円)	11,565,250

使用料の減免は、「ひこね市文化プラザの管理運営に関する規則」の規定に基づき、社会教育団体や社会福祉団体等、市または教育委員会が主催する文化祭行事で使用する場合は50%、市内の学校、幼稚園、保育所および市または行政委員会が主催・共催で使用する場合は20%、教育委員会が特に認める場合として、指定管理者による自主事業で使用する場合は100%の減免を行っています。

平成27年度の減免状況は、減免額が11,565,250円で、仮に減免を行わなかった場合の使用料は33,233,510円と試算されることから、減免割合は34.8%となります。

#### ④ みずほ文化センター

##### <利用状況>

表 2-21 みずほ文化センターの年間利用件数および一日当たりの利用件数（楽屋を除く）

利用件数(件) 部屋別	指標	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	年間平均 利用件数
多目的ホール	利用件数	67	67	67	89	85	75
	一日当たりの利用件数	0.22	0.23	0.23	0.30	0.29	0.25
練習室(1)・(2)・(3)	利用件数	360	396	405	600	476	447
	一日当たりの利用件数	1.22	1.34	1.37	2.04	1.61	1.52
展示コーナー	利用件数	11	5	5	7	3	6
	一日当たりの利用件数	0.04	0.02	0.02	0.02	0.01	0.02
合計	利用件数	438	468	477	696	564	529
	一日当たりの利用件数	1.48	1.59	1.62	2.36	1.91	1.79

※年間開館日数は 365 日から休館日(70 日)を除いた 295 日と設定

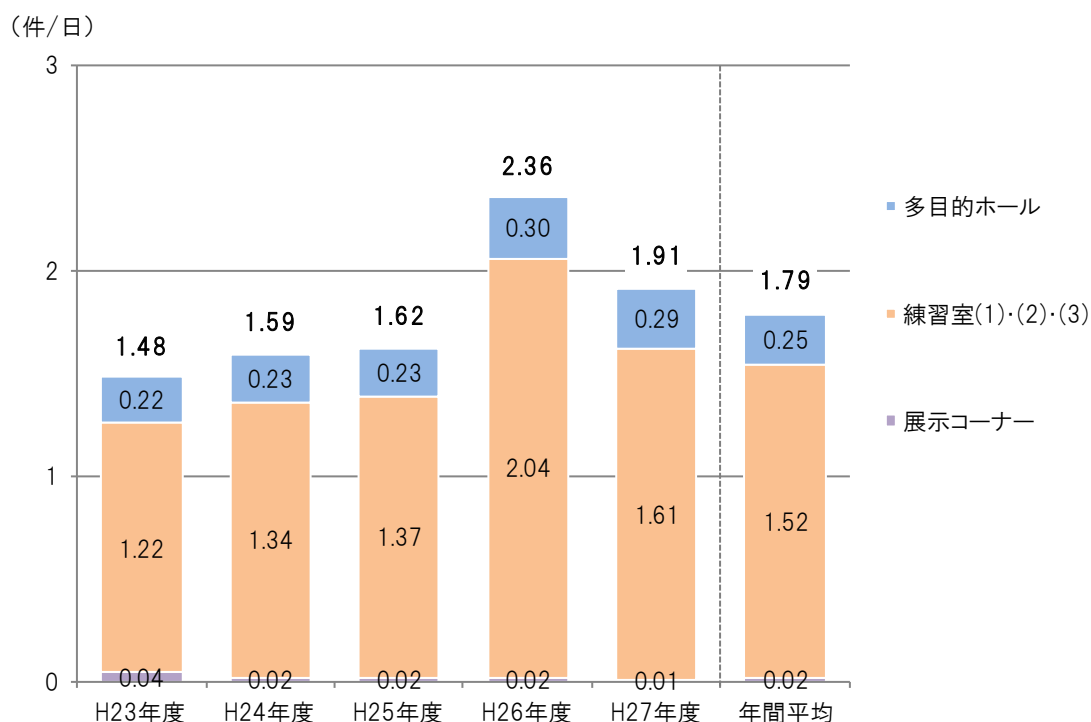


図 2-15 みずほ文化センターの一日当たりの利用件数（楽屋を除く）

平成 23 年度から平成 27 年度の平均利用件数は、施設全体では 529 件、部屋別では多目的ホールが 75 件、練習室 3 室が 447 件、展示コーナーが 6 件となっています。

一日当たりの平均利用件数は、施設全体では 1.79 件、部屋別では多目的ホールが 0.25 件、練習室が 1.52 件、展示コーナーが 0.02 件となっています。(表 2-21、図 2-15)

表 2-22 みずほ文化センターの年間利用人数および一日当たりの利用人数（楽屋を除く）

利用人数(人) 部屋別	指標	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	年間平均 利用人数
多目的ホール	利用人数	8,207	8,953	10,668	11,977	12,536	10,468
	一日当たりの利用人数	27.8	30.4	36.2	40.6	42.5	35.5
練習室(1)・(2)・(3)	利用人数	3,238	4,019	4,234	5,851	4,205	4,309
	一日当たりの利用人数	11.0	13.6	14.4	19.8	14.2	14.6
展示コーナー	利用人数	165	156	70	256	51	140
	一日当たりの利用人数	0.6	0.5	0.2	0.9	0.2	0.5
合計	利用人数	11,610	13,128	14,972	18,084	16,792	14,917
	一日当たりの利用人数	39.4	44.5	50.8	61.3	56.9	50.6

※年間開館日数は 365 日から休館日(70 日)を除いた 295 日と設定

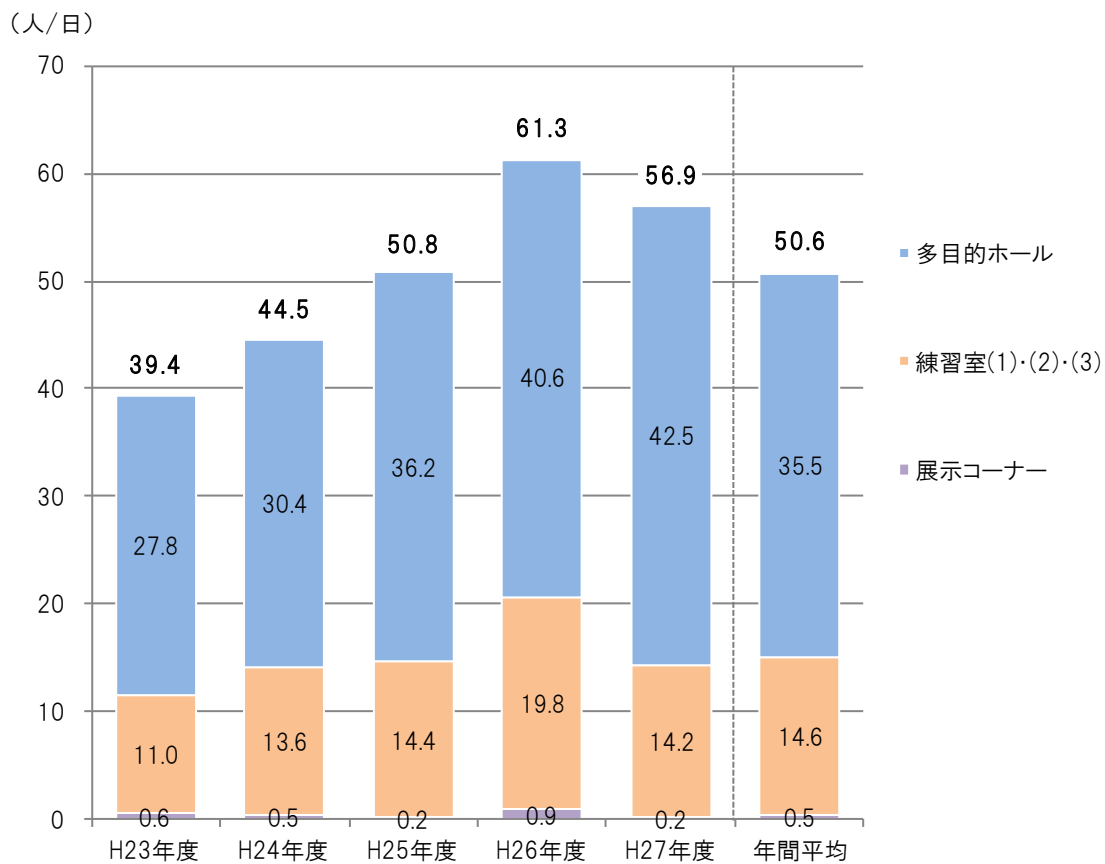


図 2-16 みずほ文化センターの一日当たりの利用人数（楽屋を除く）

平成 23 年度から平成 27 年度の平均利用人数は、施設全体では 14,917 人、部屋別では多目的ホールが 10,468 人、練習室が 4,309 人、展示コーナーが 140 人となっています。

一日当たりの平均利用人数は、施設全体では 50.6 人、部屋別では多目的ホールが 35.5 人、練習室が 14.6 人、展示コーナーが 0.5 人となっています。

過去 5 年間の推移を見ると、利用人数および利用件数ともに増加傾向にあります。(表 2-22、図 2-16)

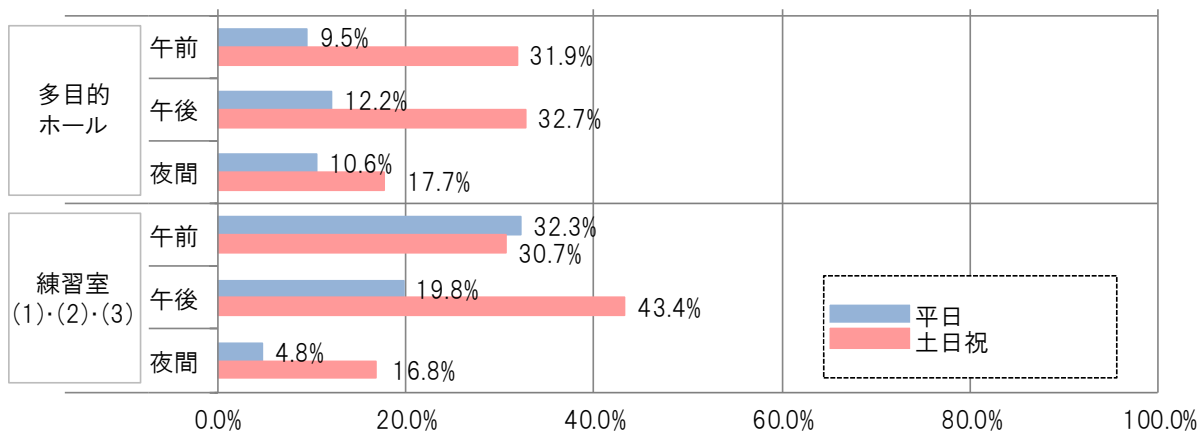


図 2-17 みずほ文化センターの部屋別・時間帯別利用率（楽屋を除く）

時間帯別利用状況は、多目的ホールは土日・祝日の午前・午後の利用率は概ね 30% 程度ですが、平日は全時間帯とも 10% 程度と低くなっています。

練習室は、土日・祝日の午後の利用が比較的多く、利用率は 43.4% ですが、夜間の利用率は平日、土日・祝日に関わらず 4.8% から 16.8% と低くなっています。

### <減免状況>

表 2-23 みずほ文化センターの使用料減免状況(平成 27 年度)

規則による減免区分		減免率	減免件数および減免額	
社会教育関係団体	第1号	50%	件数 (件)	8
			減免額 (円)	62,440
社会福祉団体	第2号	50%	件数 (件)	5
			減免額 (円)	40,500
労働団体	第3号	50%	件数 (件)	1
			減免額 (円)	7,550
文化祭関係	第4号	50%	件数 (件)	9
			減免額 (円)	79,670
学校・幼稚園・保育所	第5号	20%	件数 (件)	7
			減免額 (円)	21,420
彦根市・行政委員会	第6号	20%	件数 (件)	10
			減免額 (円)	33,265
その他	第7号	100%	件数 (件)	56
			減免額 (円)	257,525
計			件数 (件)	96
			減免額 (円)	502,370

使用料の減免は、「みずほ文化センターの管理運営に関する規則」に基づき、社会教育団体や社会福祉団体等、市または教育委員会が主催する文化祭行事で使用する場合は 50%、市内の学校、幼稚園、保育所および市または行政委員会が主催・共催で使用する場合は 20%、また、自主事業等、教育委員会が特に必要と認める場合は 100% の減免を行っています。

平成 27 年度の減免状況は、減免額が 502,370 円で、仮に減免を行わなかった場合の使用料は 1,716,670 円と試算されることから、減免割合は 29.3% となります。

## 第3章 文化施設のコスト面からみた現況と課題

### 1 施設別財務書類

#### (1) 財務書類の作成方法

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（総務省、平成26年4月）の考えに基づき、施設ごとに貸借対照表、行政コスト計算書を作成しました。

作成対象期間は、平成27年度とし、貸借対照表の基準日は平成28年3月31日としています。

科目ごとの主な作成方法等は次のとおりです。

■有形固定資産<sup>※16</sup>、減価償却費<sup>※17</sup>

固定資産台帳<sup>※18</sup>より対象施設に関連した固定資産を抽出し、算定。

■地方債

施設整備のための過去に発行した地方債は平成27年度時点で既に償還済みのため、平成27年度末時点の残高はない。

■退職手当引当金、賞与等引当金(\*1)

職員1人当たりの平均的な退職金支払額に正規職員の人数を乗じて算定。

■退職手当引当金繰入額

退職手当引当金繰入額は、退職手当引当金の平成27年度末と平成26年度末との差額により算定している。なお、退職手当の水準が低下した場合や正規職員数が減少した場合には繰入金マイナスになることがある。

■賞与等引当金繰入額

賞与等引当金繰入額は、平成28年度支給の期末手当(翌年6月支給分)による。

■その他の費用項目

(減価償却費、退職手当引当金繰入額、賞与等引当金繰入額を除く)

歳入歳出決算額をもとに集計。

\*1: 退職手当引当金および賞与等引当金とは次のとおりです。

・退職手当引当金: 年度末において、在籍する全職員が自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当に備えて負債計上するもの。

・賞与等引当金: 翌年度に支払うことが予定されている期末手当および勤勉手当に備えて負債計上するもの。

## (2) 貸借対照表

貸借対照表は、各施設の建物および土地、備品など資産の状況と、その資産をどのような財源(負債・純資産<sup>※19</sup>)で賄ってきたかを総括的に示したものです。

表 3-1 貸借対照表

(単位：千円)

科目\施設名称	彦根市民会館	高宮地域文化センター	ひこね市文化プラザ	みずほ文化センター
【資産の部】	1,282	98,484	4,624,932	374,398
固定資産	1,282	98,484	4,624,932	374,398
有形固定資産	1,282	98,484	4,624,932	374,398
事業用資産	1,282	98,484	4,622,957	361,758
土地	-	54,273	1,281,526	41,276
建物(*1)	1,195,560	218,960	5,621,600	512,510
建物減価償却累計額	△1,194,278	△174,749	△2,280,169	△192,028
物品	-	-	1,974	12,640
物品減価償却累計額	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-
投資その他の資産	-	-	-	-
流動資産	-	-	-	-
現金預金	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
【負債の部】	28,602	4,767	-	-
固定負債	26,211	4,369	-	-
地方債	-	-	-	-
長期未払金	-	-	-	-
退職手当引当金	26,211	4,369	-	-
その他	-	-	-	-
流動負債	2,391	398	-	-
1年以内償還予定地方債	-	-	-	-
賞与等引当金	2,391	398	-	-
その他	-	-	-	-
【純資産の部】	△27,319	93,717	4,624,932	374,398
純資産	△27,319	93,717	4,624,932	374,398

\*1: 固定資産台帳上の取得原価<sup>※20</sup>は再調達原価<sup>※21</sup>による評価のため、実際の建築費とは金額が異なる場合があります。

各施設とも、建物を所有して行政サービスを提供しています。一方で、土地については、高宮地域文化センター、ひこね市文化プラザ、みずほ文化センターは市の所有ですが、彦根市民会館は、敷地の84%を民間から借り受けています。

彦根市民会館は、昭和39年に建築しているため、減価償却が進んでいます。

4施設とも地方債は、既に償還<sup>※22</sup>済みです。

4施設のうち、彦根市民会館および高宮地域文化センターに正規職員を配置しているため、正規職員にかかる退職手当引当金および賞与等引当金は、彦根市民会館および高宮地域文化センターのみ計上しています。(表3-1)

### (3) 行政コスト計算書

#### ア 行政コスト計算書(指定管理者の収支を考慮しない場合)

行政コスト計算書は、各施設の1年間の行政活動に要したコストを表示したものです。使用料(受益者負担)など経常収益<sup>※23</sup>の状況や臨時損益を加減算した上で、税金等の財源で賄われる純行政コストを示したものです。

表3-2 行政コスト計算書

(単位：千円)

科目\施設名称	彦根市民会館	高宮地域文化センター	ひこね市文化プラザ	みずほ文化センター
経常費用	61,526	15,962	288,679	26,633
業務費用	61,526	15,962	285,179	26,172
人件費	18,658	3,147	-	-
職員給与費	22,050	3,675	-	-
賞与等引当金繰入額	134	22	-	-
退職手当引当金繰入額	△3,526	△588	-	-
その他	-	38	-	-
物件費等	42,828	12,814	285,032	26,121
物件費	37,749	6,168	146,649	14,459
減価償却費	154	6,569	120,009	11,296
維持補修費	4,925	77	18,374	366
その他	-	-	-	-
その他の業務費用	40	-	148	52
支払利息	-	-	-	-
徴収不能引当金繰入額	-	-	-	-
その他	40	-	148	52
移転費用	-	-	3,500	460
補助金等	-	-	3,500	453
社会保障給付	-	-	-	-
他会計への繰出金	-	-	-	-
その他	-	-	-	8
経常収益	6,764	659	5,105	3,096
使用料	2,299	421	4	2,125
施設使用料	2,299	421	-	2,125
付随事業使用料	-	-	-	-
市有地占用料	-	-	4	-
その他	4,465	238	5,100	970
財産収入	785	-	1,600	25
その他収入	3,680	238	3,500	945
純経常行政コスト	54,762	15,302	283,575	23,537
臨時損失	-	-	-	-
災害復旧事業費	-	-	-	-
資産除売却損	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
臨時利益	-	-	-	-
資産売却益	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
純行政コスト	54,762	15,302	283,575	23,537

※23 巻末資料「用語解説」参照

ひこね市文化プラザは、指定管理者制度による管理運営が行われています。他の施設に比べ、施設規模が大きくイベント等を多数催しているため、経常費用が高くなっています。経常費用は減価償却費のほか、指定管理者への指定管理料(物件費<sup>※24</sup>)が主な費用となっています。また、使用料については、指定管理者に利用料が帰属する「利用料金制」を採用しているため、経常収益が経常費用に比べて少なくなっています。

彦根市民会館は、昭和39年に建築しており、平成6年に設置した自転車置場を除き、減価償却が終了(使用期間が法定耐用年数<sup>※25</sup>(47年)に到達)しているため、減価償却費が他の施設に比べて少なくなっています。そのため、物件費や維持補修費が主な費用です。

高宮地域文化センターおよびみずほ文化センターは、物件費および減価償却費が主な費用となっています。彦根市民会館および高宮地域文化センターについては、退職手当引当金が担当職員の人事異動等の理由により、1人当たり退職手当見込み額が前年度から減少したことによって、退職手当引当金繰入額がマイナスとなっています。

彦根市民会館は、施設の一部を上下水道部が事務室として利用しているため、水道事業会計および下水道事業特別会計から使用料(364万円)が支払われていることなどから、その他収入は他の施設に比べて多くなっています。(表3-2)

## イ 行政コスト計算書(指定管理者の収支を考慮する場合)

4つの施設のうち、ひこね市文化プラザは指定管理者が施設の管理運営を行っており、施設別行政コスト計算書を単純に作成すると、指定管理料としてコストの大部分が「物件費」となります。また、利用料収入が指定管理者に帰属する(利用料金制)ため、施設別行政コスト計算書に使用料が表示されない状況です。(表3-2)

上記の理由により、ひこね市文化プラザ管理運営にかかるコストの実態を把握するため、指定管理者による収支報告をもとに調整を加えた参考資料を表3-3に示しています。

### ■ひこね市文化プラザの行政コスト計算書調整の考え方

- ① 経常費用および経常収益に指定管理者の収支の金額を加算 (\*1)
- ② 市から指定管理者へ支払った指定管理料相当額を控除 (\*2)
- ③ 市から指定管理者へ支払った補助金相当額を控除 (\*3)
- ④ 指定管理者が市から受け取った指定管理料および補助金相当額を控除 (\*4)
- ⑤ 指定管理者の利益は市の収益とはならないため、指定管理者の利益相当額を調整 (\*5)

※24～25 巻末資料「用語解説」参照



表 3-3 (参考)ひこね市文化プラザ 行政コスト計算書における調整の過程

(単位：千円)

科目\施設名称	調整前 (市の収支)	指定管理者 収支 *1	市と指定管理者 の取引	調整後
経常費用	288,679	238,359	△149,904	377,135
業務費用	285,179	231,479	△146,404	370,254
人件費	-	53,402	-	53,402
職員給与費	-	53,402	-	53,402
賞与等引当金繰入額	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
物件費等	285,032	177,636	△146,404	316,264
物件費	146,649	176,120	△146,404 *2	176,365
減価償却費	120,009	-	-	120,009
維持補修費	18,374	1,516	-	19,890
その他	-	-	-	-
その他の業務費用	148	440	-	588
支払利息	-	-	-	-
徴収不能引当金繰入額	-	-	-	-
その他	148	440	-	588
移転費用	3,500	6,881	△3,500	6,881
補助金等	3,500	-	△3,500 *3	-
社会保障給付	-	-	-	-
他会計への繰出金	-	-	-	-
その他	-	6,881	-	6,881
経常収益	5,105	262,898	△149,904	118,099
使用料	4	111,027	-	111,031
施設使用料	-	40,600	-	40,600
付随事業使用料	-	70,427	-	70,427
市有地占用料	4	-	-	4
その他	5,100	151,871	△149,904	7,067
財産収入	1,600	-	-	1,600
その他収入	3,500	151,871	△149,904 *4	5,467
純経常行政コスト	283,575	△24,539	-	259,036
臨時損失	-	-	24,539	24,539
災害復旧事業費	-	-	-	-
資産除売却損	-	-	-	-
その他	-	-	24,539 *5	24,539
臨時利益	-	-	-	-
資産売却益	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
純行政コスト	283,575	△24,539	24,539	283,575

ひこね市文化プラザの指定管理者の収支を調整した後の行政コスト計算書は表3-4のとおりです。なお、費用の発生状況については、「ウ 物件費等の内訳(後述)」で示しています。

表3-4 行政コスト計算書(調整後)

(単位：千円)

科目\施設名称	彦根市民会館	高宮地域文化センター	ひこね市文化プラザ	みずほ文化センター
経常費用	61,526	15,962	377,135	26,633
業務費用	61,526	15,962	370,254	26,172
人件費	18,658	3,147	53,402	-
職員給与費	22,050	3,675	53,402	-
賞与等引当金繰入額	134	22	-	-
退職手当引当金繰入額	△3,526	△588	-	-
その他	-	38	-	-
物件費等	42,828	12,814	316,264	26,121
物件費	37,749	6,168	176,365	14,459
減価償却費	154	6,569	120,009	11,296
維持補修費	4,925	77	19,890	366
その他	-	-	-	-
その他の業務費用	40	-	588	52
支払利息	-	-	-	-
徴収不能引当金繰入額	-	-	-	-
その他	40	-	588	52
移転費用	-	-	6,881	460
補助金等	-	-	-	453
社会保障給付	-	-	-	-
他会計への繰出金	-	-	-	-
その他	-	-	6,881	8
経常収益	6,764	659	118,099	3,096
使用料	2,299	421	111,031	2,125
施設使用料	2,299	421	40,600	2,125
付随事業使用料	-	-	70,427	-
市有地占用料	-	-	4	-
その他	4,465	238	7,067	970
財産収入	785	-	1,600	25
その他収入	3,680	238	5,467	945
純経常行政コスト	54,762	15,302	259,036	23,537
臨時損失	-	-	24,539	-
災害復旧事業費	-	-	-	-
資産除売却損	-	-	-	-
その他	-	-	24,539	-
臨時利益	-	-	-	-
資産売却益	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
純行政コスト	54,762	15,302	283,575	23,537

## ウ 物件費等の内訳

行政コスト計算書における「物件費等」(減価償却費除く)の内訳は次のとおりです。

表 3-5 物件費等の内訳(指定管理者の収支調整後。減価償却費除く) (単位:千円)

科目\施設名称	彦根市民会館		高宮地域文化センター		ひこね市文化プラザ		みずほ文化センター	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
物件費等(減価償却費除く)	42,674	100.0%	6,245	100.0%	196,255	100.0%	14,825	100.0%
物件費	37,749	88.5%	6,168	98.8%	176,365	89.9%	14,459	97.5%
賃金	4,179	9.8%	1,561	25.0%	-	0.0%	5,291	35.7%
消耗品費	452	1.1%	158	2.5%	2,896	1.5%	332	2.2%
燃料費	1,493	3.5%	6	0.1%	67	0.0%	38	0.3%
光熱水費	10,762	25.2%	2,084	33.4%	33,445	17.0%	3,343	22.5%
通信運搬費	96	0.2%	116	1.9%	1,748	0.9%	231	1.6%
手数料	90	0.2%	22	0.4%	3,365	1.7%	21	0.1%
警備委託費	512	1.2%	285	4.6%	-	0.0%	156	1.0%
建物附属設備保守点検委託料	2,152	5.0%	1,266	20.3%	-	0.0%	320	2.2%
清掃委託料	4,087	9.6%	471	7.5%	-	0.0%	585	3.9%
機器保守委託料	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	1,710	11.5%
事業委託料	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	1,566	10.6%
施設管理等委託料	4,134	9.7%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
業務委託料	-	0.0%	-	0.0%	73,086	37.2%	189	1.3%
その他委託料	1,756	4.1%	-	0.0%	47,512	24.2%	483	3.3%
使用料及び賃借料	8,035	18.8%	199	3.2%	1,504	0.8%	102	0.7%
その他	-	0.0%	-	0.0%	12,742	6.5%	94	0.6%
維持補修費	4,925	11.5%	77	1.2%	19,890	10.1%	366	2.5%
その他	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

彦根市民会館は、減価償却費の割合が小さいことが影響し、維持補修費の割合が高くなっています。また、施設用地を民間から賃借しているため、他の施設に比べ使用料および賃借料の割合が高くなっています。(表 3-5)

物件費等(減価償却費除く)の内訳を各施設の延床面積で除した単位当たり費用は表 3-6 のとおりです。

表 3-6 物件費等の内訳 1㎡当たり費用(指定管理者の収支調整後。減価償却費除く)

(単位:円/㎡)

科目\施設名称	彦根市民会館		高宮地域文化センター		ひこね市文化プラザ		みずほ文化センター	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
物件費等(減価償却費除く)	6,375	100.0%	6,190	100.0%	12,649	100.0%	9,811	100.0%
物件費	5,639	88.5%	6,113	98.8%	11,367	89.9%	9,569	97.5%
賃金	624	9.8%	1,547	25.0%	0	0.0%	3,502	35.7%
消耗品費	67	1.1%	157	2.5%	187	1.5%	220	2.2%
燃料費	223	3.5%	6	0.1%	4	0.0%	25	0.3%
光熱水費	1,608	25.2%	2,065	33.4%	2,156	17.0%	2,212	22.5%
通信運搬費	14	0.2%	115	1.9%	113	0.9%	153	1.6%
手数料	13	0.2%	22	0.4%	217	1.7%	14	0.1%
警備委託費	76	1.2%	283	4.6%	0	0.0%	103	1.0%
建物附属設備保守点検委託料	321	5.0%	1,255	20.3%	0	0.0%	212	2.2%
清掃委託料	610	9.6%	467	7.5%	0	0.0%	387	3.9%
機器保守委託料	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1,131	11.5%
事業委託料	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1,036	10.6%
施設管理等委託料	618	9.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
業務委託料	0	0.0%	0	0.0%	4,711	37.2%	125	1.3%
その他委託料	262	4.1%	0	0.0%	3,062	24.2%	319	3.3%
使用料及び賃借料	1,200	18.8%	197	3.2%	97	0.8%	67	0.7%
その他	0	0.0%	0	0.0%	821	6.5%	62	0.6%
維持補修費	736	11.5%	77	1.2%	1,282	10.1%	242	2.5%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

## 2 施設別財務書類等に基づく財務分析

### (1) 資産形成度(有形固定資産減価償却率)

有形固定資産(土地を除く償却資産)のうち、取得価額<sup>※26</sup>に対する減価償却累計額の割合を算定します。これにより、有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)が算定され、法定耐用年数に対して償却資産の取得からどの程度の年数が経過しているのかが分かることから資産の老朽化の程度を求めることができます。

$$\begin{array}{l} \text{有形固定資産減価償却率(\%)} \\ \text{(資産老朽化比率)} \end{array} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産取得価額}} \times 100$$

表 3-7 有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)

指標\施設名称	彦根市民会館	高宮地域文化センター	ひこね市文化プラザ	みずほ文化センター
償却資産取得原価(千円)(A)	1,195,560	218,960	5,623,574	525,150
減価償却累計額(千円)(B)	1,194,278	174,749	2,280,169	192,028
有形固定資産減価償却率(B÷A)	99.9%	79.8%	40.5%	36.6%

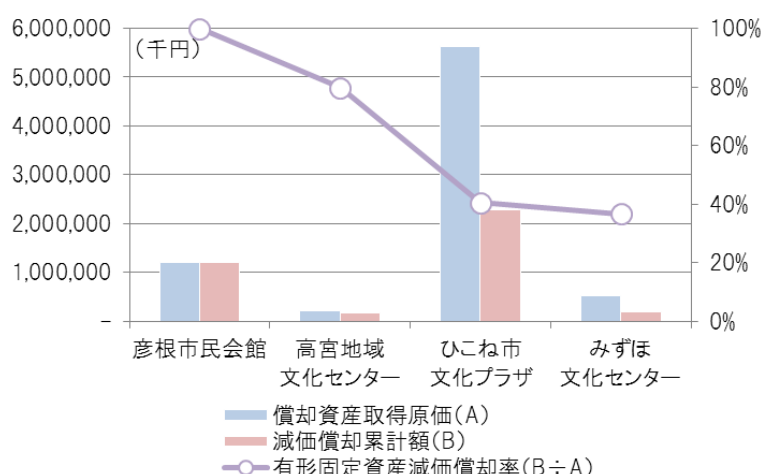


図 3-1 有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)

彦根市民会館は、昭和 39 年に建築しており減価償却がほぼ終了しているため、有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)は 99.9%となっています。平成 6 年に設置した自転車置場を除き、使用期間が法定耐用年数(47 年)に到達しているため、市民が利用する際の危険度などから、資産の老朽化に伴う今後の施設のあり方について、早急に検討する必要があります。

高宮地域文化センターは、平成元年に建築し、法定耐用年数(34 年)の 8 割程度が経過しています。そのため、施設・設備の将来的なあり方の検討が必要な時期に差しかかっています。(表 3-7、図 3-1)

※26 巻末資料「用語解説」参照

## (2) 効率性(単位当たり総行政コスト)

行政コスト計算書では、行政コストの総額を表示しましたが、ここでは行政コストの総額を年間利用者数および施設の延床面積で除することによって、施設管理運営の効率性を比較します。

なお、使用するコストの金額は、ひこね市文化プラザについては、指定管理者から提出された収支報告書をもとに調整を加えたものとします(以下同様)。

彦根市民会館については、約24%相当の面積(1,576.5㎡)を教育委員会や上下水道部等が事務室として使用しており、当該面積部分については、市民等の利用を前提とした他の施設と性質が異なることから、彦根市民会館の行政コストおよび面積を当該使用面積分で按分計算したものを基礎とします。

表 3-8 単位当たり総行政コスト

指標\施設名称	彦根市民会館	高宮地域文化センター	ひこね市文化プラザ	みずほ文化センター
総行政コスト(千円)	46,863 *1	15,962	401,674 *2	26,633
年間利用者数(人)	36,431	15,373	226,550	17,098
延床面積(㎡)	5,099	1,009	15,515	1,511
利用者1人当たり総行政コスト(円/人)	1,286	1,038	1,773	1,558
1㎡当たり総行政コスト(円/㎡)	9,191	15,819	25,889	17,626

\*1:表 3-4 行政コスト計算書(調整後)の「経常費用」61,526 千円から事務所機能にかかる経費を控除するため、以下のとおり按分計算しています。

61,526 千円×(1-0.23832※)=46,863 千円 ※市民会館延床面積のうち事務所等が占める割合

\*2:表 3-4 行政コスト計算書(調整後)の「経常費用」377,135 千円に、同表の「臨時損失」24,539 千円(指定管理者の利益相当分)を加算しています。

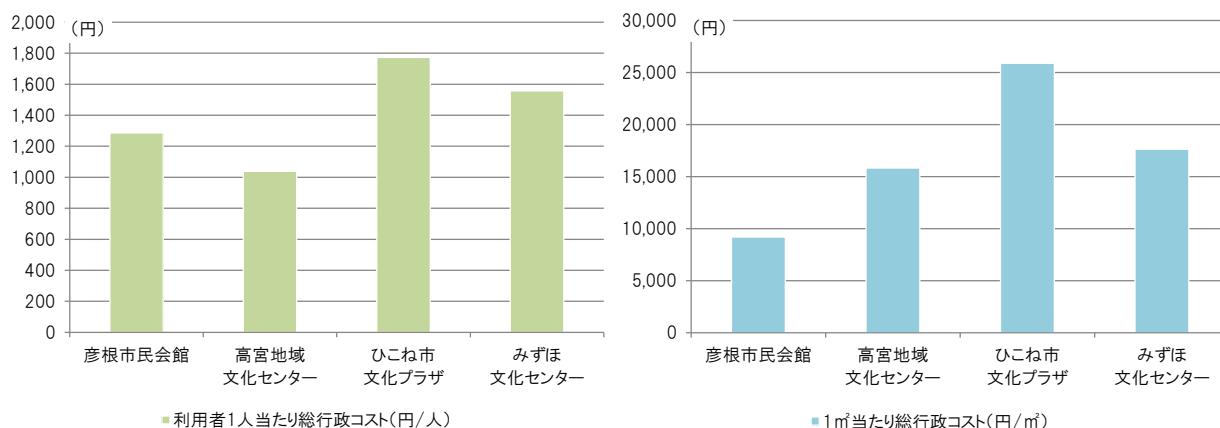


図 3-2 単位当たり総行政コスト

利用者1人当たりおよび1㎡当たり総行政コストは、いずれもひこね市文化プラザが最大となっています。

一方、利用者1人当たり総行政コストが最も小さいのは高宮地域文化センターで、1㎡当たり総行政コストは彦根市民会館が最も小さくなっています。(表 3-8、図 3-2)

ただし、彦根市民会館は、平成6年に設置した自転車置場を除き、減価償却が終了(使用期間が法定耐用年数(47年)に到達)しているため、他の施設と比較して減価償却費が少なくなっています。

そのため、法定耐用年数に到達していないと仮定し、既存施設の満額の減価償却費を試算します。施設の再投資を考慮した場合(固定資産の取得原価と同額で取得するものとし、彦根市民会館の減価償却費は13万円から2,213万円となります(2,200万円の減価償却費増額調整。事務室が占める面積按分調整後)。

さらに、彦根市民会館は、今後も引き続き建物を使い続ける場合は、建物の耐震化が必要になります。そのため、耐震改修にかかる工事費の概算額1億円から生じる減価償却費184万円(=1億円×減価償却率0.022(≒1÷法定耐用年数47)を面積按分)を減価償却費に加算調整します。

この減価償却費の調整を反映した各種指標は表3-9のとおりです。

表3-9 単位当たり総行政コスト 減価償却費調整後

指標\施設名称	彦根市民会館	高宮地域文化センター	ひこね市文化プラザ	みずほ文化センター
総行政コスト(千円)	68,494 *1	15,962	401,674	26,633
年間利用者数(人)	36,431	15,373	226,550	17,098
延床面積(m <sup>2</sup> )	5,099	1,009	15,515	1,511
利用者1人当たり総行政コスト(円/人)	1,880	1,038	1,773	1,558
1m <sup>2</sup> 当たり総行政コスト(円/m <sup>2</sup> )	13,434	15,819	25,889	17,626

\*1:表3-4 行政コスト計算書(調整後)の「経常費用」61,526千円に減価償却費加算調整および面積按分を行うため、以下のとおり算出しています。  
 1,190,880千円(建物取得原価)×0.022(減価償却率)=26,199千円…①  
 100,000千円(耐震化費用)×0.022(減価償却率)=2,200千円…②  
 (経常費用+減価償却加算調整額:①および②)×面積按分率  
 (61,526千円+28,399千円)×(1-0.23832)=68,494千円

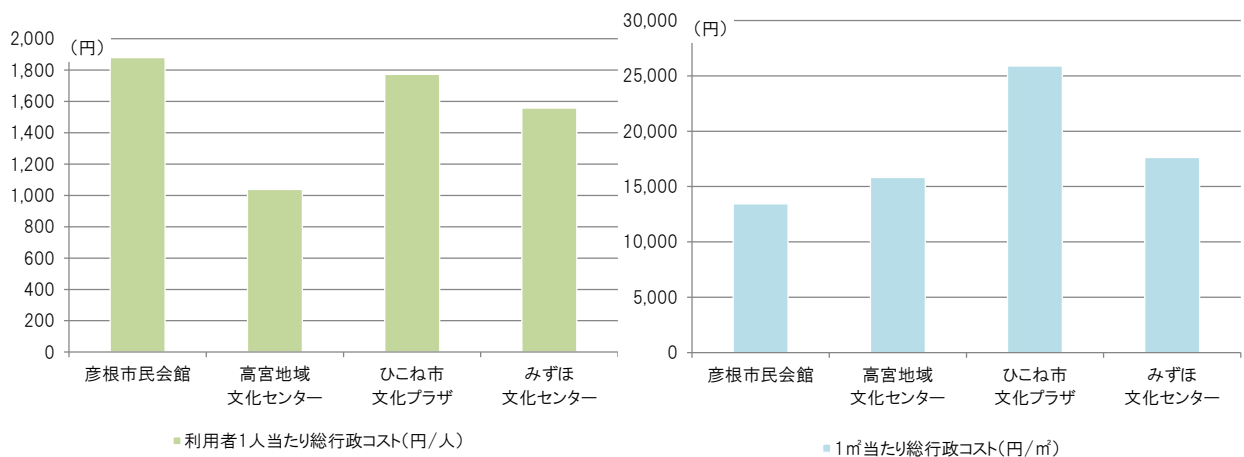


図3-3 単位当たり総行政コスト 減価償却費調整後

減価償却費の調整を加えると、彦根市民会館の利用者1人当たり総行政コストは他の施設と比較して高くなり、彦根市民会館の運営効率の悪さが明らかになります。

(表3-9、図3-3)

### (3) 自律性(単位当たり使用料、受益者負担の割合)

#### ア 単位当たり使用料

行政コスト計算書では使用料の総額を表示しましたが、ここでは使用料の総額を年間利用者数および施設の延床面積で除することによって、施設管理運営の収益性、自律性を比較します。

表 3-10 単位当たり使用料

指標\施設名称	彦根市民会館	高宮地域文化センター	ひこね市文化プラザ	みずほ文化センター
使用料総額(千円)	2,299	421	111,031	2,125
年間利用者数(人)	36,431	15,373	226,550	17,098
延床面積(m <sup>2</sup> )	5,099	1,009	15,515	1,511
利用者1人当たり使用料(円/人)	63	27	490	124
1m <sup>2</sup> 当たり使用料(円/m <sup>2</sup> )	451	417	7,156	1,407

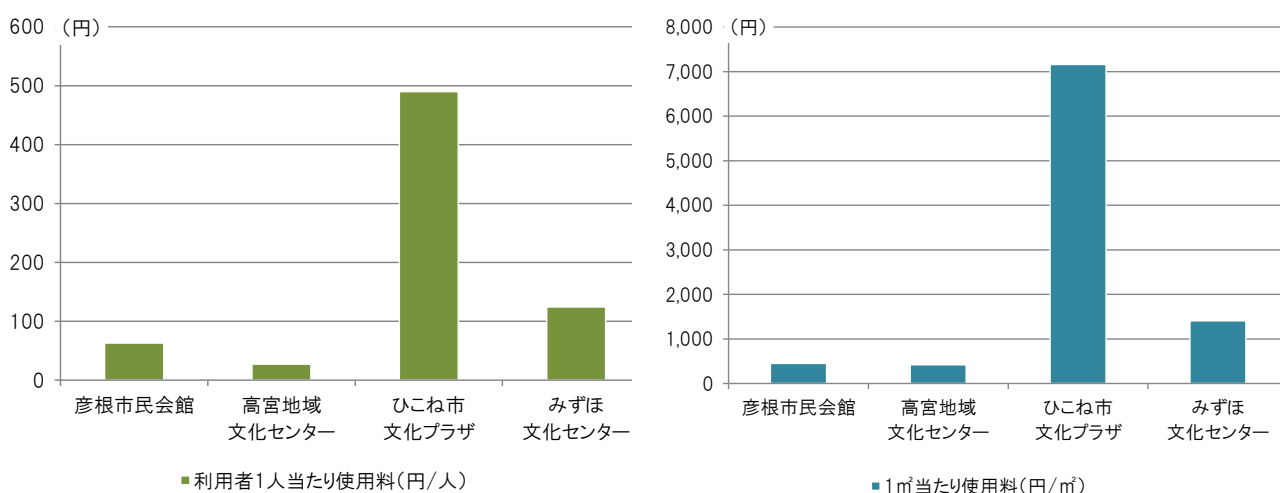


図 3-4 単位当たり使用料

ひこね市文化プラザは、他の施設に比べて使用料を徴収するイベント等を多数開催していることから、利用者1人当たりの使用料、1m<sup>2</sup>当たりの使用料ともに最も高くなっています。一方、利用者1人当たりおよび1m<sup>2</sup>当たりの使用料が最も低いのは高宮地域文化センターで、次いで彦根市民会館となっています。

これは、高宮地域文化センターについては、減免対象団体の利用が多いこと、また、彦根市民会館については、舞台練習場の使用料を徴収していないことなどが要因と考えられます。(表 3-10、図 3-4)

## イ 受益者負担の割合

行政コスト計算書における経常収益は、受益者負担の金額を示し、経常収益の行政コストに対する割合を算定することで、受益者負担の割合を算定することができます。

$$\text{受益者負担の割合(\%)} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常行政コスト}} \times 100$$

表 3-11 受益者負担の割合

指標\施設名称	彦根市民会館	高宮地域文化センター	ひこね市文化プラザ	みずほ文化センター
経常費用(千円)(A)	46,863	15,962	401,674	26,633
経常収益(千円)(B)	6,764	659	118,099	3,096
受益者負担の割合(B÷A)	14.4%	4.1%	29.4%	11.6%

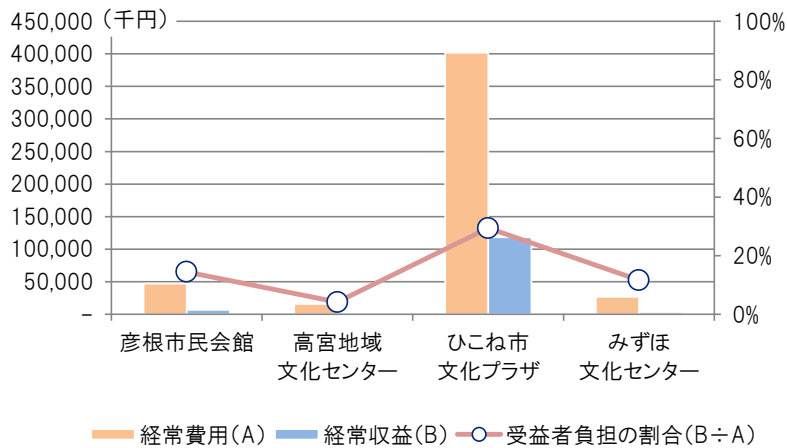


図 3-5 受益者負担の割合

受益者負担の割合は、ひこね市文化プラザが4施設のうちで最も高く、イベント等の開催により、一定程度のコストを利用者が負担しているといえます。

一方で、高宮地域文化センターは、受益者負担の割合が4%程度となっており、行政コストのほとんどの割合を税金等で負担している状態にあります。(表3-11、図3-5)



表 3-11、図 3-5 の行政コスト比較において、彦根市民会館は有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)が 99.9%(表 3-7、図 3-1)とほぼ減価償却が終了しており、他の施設と比較して減価償却費が少なくなっています。今後も引き続き彦根市民会館を使い続ける場合は、耐震化や設備更新が必要になります。

そのため、(2)と同様に減価償却費の調整を反映した場合の受益者負担の割合は次のようになります。

表 3-12 受益者負担の割合 減価償却費調整後

指標\施設名称	彦根市民会館	高宮地域文化センター	ひこね市文化プラザ	みずほ文化センター
経常費用(千円)(A)	68,494	15,962	401,674	26,633
経常収益(千円)(B)	6,764	659	118,099	3,096
受益者負担の割合(%) (B÷A)	9.9%	4.1%	29.4%	11.6%

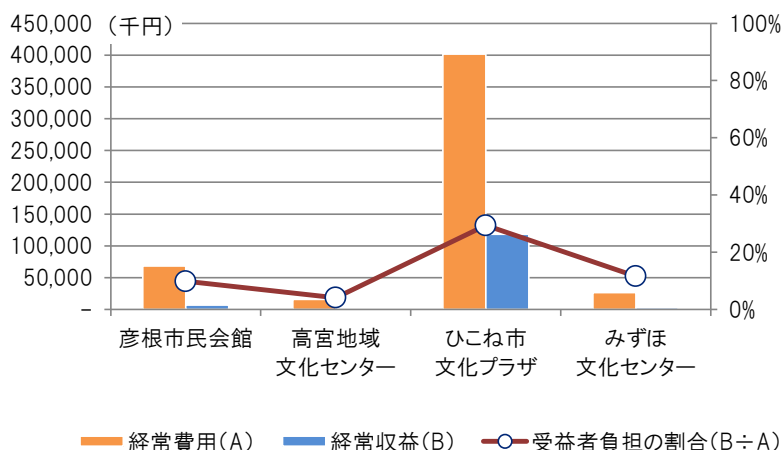


図 3-6 受益者負担の割合 減価償却費調整後

減価償却費調整後は、彦根市民会館の受益者負担割合が 10%程度と、行政コストの 90%以上を税金等で負担している状態となります。(表 3-12、図 3-6)

なお、彦根市民会館の一部は、教育委員会のほか上下水道部が事務室として利用しており、上下水道部は、水道事業会計および下水道特別会計から庁舎使用料を 364 万円負担しています。そのほか、各施設は自動販売機設置料など市民利用に伴う収入以外の収入を有しています。

そこで、市民の利用に伴う収益のみで比較・分析するため、使用料のうち、市有地占有料および使用料以外のその他収入を収益から控除し、同額を費用から控除した上で、受益者負担の割合を次に試算します。

表 3-13 受益者負担の割合(施設の市民利用に伴う収益のみ)減価償却費調整後

指標\施設名称	彦根市民会館	高宮地域文化センター	ひこね市文化プラザ	みずほ文化センター
経常費用(千円)(A)	64,029	15,723	394,602	25,662
経常収益(千円)(B)	2,299	421	111,027	2,125
受益者負担の割合(%) (B÷A)	3.6%	2.7%	28.1%	8.3%

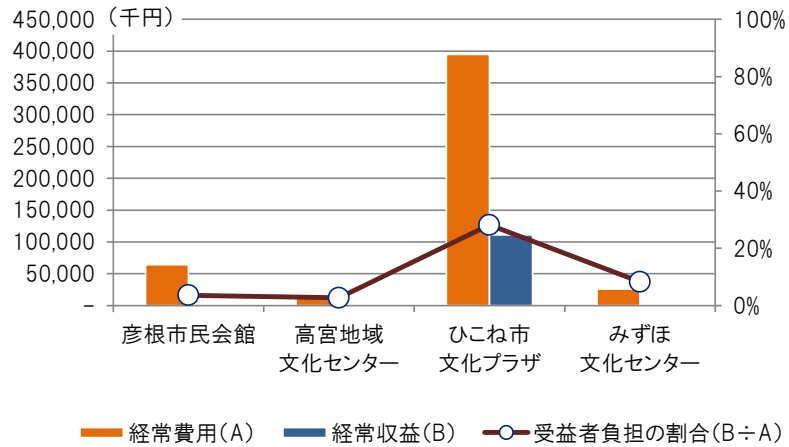


図 3-7 受益者負担の割合(施設の市民利用に伴う部分のみ)減価償却費調整後

施設の市民利用に伴う収益のみで受益者負担の割合を計算すると、高宮地域文化センターおよび彦根市民会館の受益者負担の割合が3%前後と非常に低くなります。(表3-13、図3-7)

## 第4章 文化施設における現況と課題の整理

### 1 現況と課題の整理

ここでは、前述した対象施設のハード面、ソフト面、コスト面からみた現状を踏まえ、課題について整理します。

表 4-1 対象施設の課題の整理(ハード面・ソフト面)

課題項目 (ハード面・ソフト面)		彦根市民会館	高宮地域文化センター	ひこね市文化プラザ	みずほ文化センター
立地状況		彦根駅から1 km圏内	高宮駅から1 km圏内	南彦根駅から1 km圏外	稲枝駅から1 km圏外
土地の所有状況		84%が借地	市有地	市有地	市有地
施設の 状況	特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎機能(教育委員会等)との複合施設である。</li> <li>・ホール機能は廃止されており、ステージを舞台練習場、ホールロビーをギャラリーに改修し使用している。</li> <li>・庁舎機能は、本庁舎の耐震化完了後に移転予定。</li> </ul>	高宮出張所との複合施設であり、高宮地域の中心的施設である。	県内有数の大規模施設で、多数の自主事業や大型公演が開催されるなど、本市文化振興の拠点施設である。	施設規模は比較的小さいが、音響・照明・舞台等、本格的な設備が整備されており、南部地域の文化振興の拠点施設である。
	築年数	53年	28年	21年	18年
	耐震性	旧耐震基準 (耐震化未実施)	新耐震基準	新耐震基準	新耐震基準
	劣化診断結果	外壁のクラック、シール部の劣化、屋上防水の劣化 ・概算改修費用 100,000千円	外部の鉄部塗装劣化、外壁のクラック、シール部の劣化 ・概算改修費用 23,500千円	地盤の沈下によるインターロッキング舗装の沈下、タイルの浮き、ひび割れ ・概算改修費用 55,000千円	外壁のクラック、シール部の劣化 ・概算改修費用 5,500千円
	その他早急に必要改修	施設の耐震化および空調・給排水・消防設備等の改修 ・耐震改修の概算費用 100,000千円 ・設備改修の概算費用 300,000千円			
利用状況		無料の舞台練習場の利用率は非常に高いが、料理教室のようにあまり使用されていない部屋もある。	地域住民による利用が多いが、利用率は時間帯別、部屋別にバラつきがある。	全体的にバランスよく利用されている。	利用率は全体的に低めとなっている。

表 4-2 対象施設の課題の整理(コスト面)

課題項目(コスト面)		彦根市民会館	高宮地域文化センター	ひこね市文化プラザ	みずほ文化センター
(1)資産形成度(有形固定資産原価償却率) ※P40 表3-7より	償却資産取得原価(千円)	1,195,560	218,960	5,623,574	525,150
	減価償却累計額(千円)	1,194,278	174,749	2,280,169	192,028
	資産老朽化比率	99.9%	79.8%	40.5%	36.6%
	減価償却状況	使用期間が法定耐用年数(47年)を経過	使用期間が法定耐用年数(34年)の8割程度を経過		
(2)効率性(単位当たりの行政コスト) ※P42 表3-9より	利用者一人当たり総行政コスト(円/人)	1,880	1,038	1,773	1,558
	1㎡当たり総行政コスト(円/㎡)	13,434	15,819	25,889	17,626
(3)自律性(単位当たり使用料・受益者負担の割合) ※P43 表3-10より	利用者一人当たり使用料(円/人)	63	27	490	124
	1㎡当たり使用料(円/㎡)	451	417	7,156	1,407
	受益者負担の割合	3.6%	2.7%	28.1%	8.3%

## 2 施設ごとの課題の整理

---

### ① 彦根市民会館

彦根市民会館は、平成9年2月にひこね市文化プラザが開館したことにより、ホール機能を廃止し、その後、観客席部分は改修し、物置として使用しています。また、ステージ部分は、市内で活動する舞台芸術団体が登録制で使用できる舞台練習場として、暫定的に無償で貸し出していますが、受益者負担の観点から見直しの検討が必要です。

施設については、建築から53年を経過し老朽化が進んでいるとともに、空調設備、給排水設備、消防設備等も老朽化が著しい状態です。また、建物は耐震性能を有していないため、多くの市民が利用する施設として安全性に問題があります。

さらに、減価償却が終了しているため資産価値はほとんどなく、今後、耐震化や設備等の改修を行う場合でも、少なくとも概算で5億円の費用が必要と試算されることから、利用者1人当たりの総行政コストが著しく高くなります。また、受益者負担の割合が他の施設と比較して低いことや、敷地の大部分が民間からの借地であることなど、財政面への影響が懸念されます。

### ② 高宮地域文化センター

高宮地域文化センターは、部屋や時間帯ごとの利用率の差が大きい施設となっています。施設は、建築から28年が経過し、既に法定耐用年数の8割ほどが経過していることから、今後、計画的な改修の検討が必要です。

運営面では、夜間や休館日においては、利用団体の自主管理による運営が実施されていますが、今後は地域性を考慮しつつ、施設運営のあり方を検討する必要があります。

### ③ ひこね市文化プラザ

ひこね市文化プラザは、県内市町の公立文化ホールの中で最大の延床面積と座席数を保有しており、建物をはじめ、舞台・音響・照明設備等の維持管理や更新に多額の費用が必要となります。

実施事業においては、多くのイベント等を開催していることから、1㎡当たりの行政コストが高くなっていますが、一定程度利用者からの料金収入があるため、他の文化施設に比べ、受益者負担の割合が最も高くなっています。

施設の劣化状況については、建築から21年が経過し、地盤の沈下等が原因と考えられる外構部のインターロッキング舗装の沈下、タイルの浮き、ひび割れ等が指摘されています。躯体についても、外壁の亀裂や劣化が見られることから計画的な予防保全を実施することが必要です。

### ④ みずほ文化センター

みずほ文化センターは、最寄駅であるJR稲枝駅から1キロ以上離れており、交通アクセスの利便性が他の施設と比べて低いなどの立地状況により、利用率が低いことが課題となっています。

また、運営面においては、ひこね市文化プラザと同様の事業を行っており、両施設の連携等、管理運営のあり方の整理が必要となっています。

### 3 課題のまとめ

---

今後、市内の文化施設を更なる市民ニーズに対応できるよう行政サービスを維持しながら、財政の平準化、公共施設等の最適な配置を実現していくためには、公共施設マネジメントの視点を踏まえ、以下の5点を基本的な課題として認識し、必要な対策を進めていくことが求められます。

#### ■利用者の安全確保

耐震化が実施されていない彦根市民会館については、利用者の安全性が確保できないことから、早急な対策が必要です。

他の3施設については、耐震性が確保されていることから、建築経過年数および劣化状況を踏まえ、計画的な予防保全に努め、利用者の安全確保を図る必要があります。

#### ■長寿命化の推進

彦根市民会館は老朽化が著しく、建物の耐震化のほか、設備等の更新を必要とする時期になっており、多額の費用を要することから、費用対効果を検討すると、現状のまま利用継続することは困難な状況です。

他の3施設については建築経過年数を踏まえ、計画的な予防保全による対応により長寿命化を図り、継続管理を含めたコストの縮減に努めていく必要があります。

#### ■施設の有効利用

文化施設の利用実態においては90%の高い利用率を有する施設がある一方で、著しく利用率の低い施設があるなど、今後、施設の有効利用を図っていくためには、利用の平準化が必要となります。そのため、全体的に利用率を高めるとともに、利用率の低いみずほ文化センターや利用率にばらつきが見られる高宮地域文化センターの利用率の向上を図っていく必要があります。

#### ■受益者負担の適正化

彦根市民会館の舞台練習場については利用率が高い状況ですが、その理由として、施設の使用料が無料であることが影響していることが考えられます。

今後も引き続き彦根市民会館の施設を維持していくためには、建物の耐震化や老朽化した設備の更新が必要となりますが、これらのコスト負担を含めると費用対効果が大きく下がるなど、舞台練習場の無料使用を続けることは、市の財政を大きく圧迫する恐れがあります。

また、舞台練習場は、平成9年2月にひこね市文化プラザが開設され、その後、彦根市民会館のホール機能を廃止したものの、ステージ部分をそのまま残し、市内で活動する舞台芸術関係団体が登録制で使用できる練習場として無料で貸し出していま

す。しかし、舞台練習場の使用については、条例等に規定しているものではなく、彦根市民会館が存続している期間の暫定的な措置であることを踏まえ、今後は、機能を分散し、受益者負担の適正化を図る必要があります。

#### ■効率的・効果的な管理運営方法の選択

市内の文化施設は、各施設がそれぞれの管理運営を行っていますが、同一の事業者等による運営を実施することで、全施設の総合的なマネジメントの展開および市民サービスの向上を図るため、指定管理者制度の拡充等、民間活力の導入も含め、施設運営の方向性の検討が必要です。

## 第5章 文化施設における今後の方向性

### 1 今後の方向性

本市の保有する文化施設について、「彦根市公共施設等総合管理計画」における「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」を踏まえ、以下の取組を推進していきます。

#### ① 彦根市民会館

彦根市民会館については、建物の耐震性が確保されていないことに加え、施設・設備の老朽化が進んでいることから、本庁舎の耐震化および増改築による教育委員会等の事務所機能移転にあわせて、施設を廃止する方向とします。

彦根市民会館の既存の各種機能については、市民文化活動が継続し維持できるよう、他の文化施設や公共施設等の活用を含め、文化施設のサービスのあり方を見直します。

舞台練習場については、他の文化施設の利用率や県内市町の公立文化ホールの人口当たりの延床面積の保有状況からみて、本市の文化ホールは量的にも充足しており、現在の舞台練習場の利用を受け入れることが可能であることから、他3つの文化施設への利用移転を進めることとします。

ギャラリー機能については、ひこね市文化プラザの展示ロビーは、施設のロビーを共用していること、また、高宮地域文化センターおよびみずほ文化センターは、その機能が十分に整備されていないため、代替としての受け入れが困難な状況にあることから、類似の公共施設や民間施設等を含め、機能移転の方向性を検討することとします。

#### ② 高宮地域文化センター

高宮地域文化センターは、文化施設であるとともに、市役所の出張所機能である高宮出張所との複合施設であり、高宮地域の中心的な施設としての位置づけを考慮しつつ、効率的かつ効果的に市民が利用しやすい環境整備と管理運営のあり方について検討します。

施設については、法定耐用年数を8割程度経過していることから、計画的な予防保全により長寿命化を図り、維持していきます。

#### ③ ひこね市文化プラザ

ひこね市文化プラザについては、施設規模が大きく、県内でも有数の施設であり、本市の拠点的な文化施設であることから、今後も引き続き拠点施設として位置づけていきます。

施設については、安全性が確保されていることから、計画的な予防保全により長寿命化を図るとともに、利用率の向上を目指したマネジメントを推進します。

施設は、指定管理者により運営されていますが、他の文化施設との連携した取組が実施できるよう方策を検討します。



#### ④ みずほ文化センター

みずほ文化センターは、現状における地域的施設の位置づけを見直し、全市的な施設としての活用を見据えた効率的で安定的な管理運営のあり方について検討していきます。

施設は、安全性が確保されていることから、計画的な予防保全により長寿命化を図るとともに、利用率の向上を目指したマネジメントを推進していきます。

## 2 今後の対策のあり方

---

本市は、今後の方向性を踏まえ、文化施設の適正な管理を推進するため、以下のとおり対策を進めていくこととします。

- ◆高宮地域文化センター、ひこね市文化プラザ、みずほ文化センターは、施設・設備の計画的な予防保全による長寿命化を図ります。また、今後予定されている消費税率の引上げにあわせて使用料の改定を検討するなど、受益者負担の適正化を図ります。
- ◆高宮地域文化センターは、高宮出張所との複合施設であることを踏まえ、高宮地域の中心的施設としての管理運営のあり方について、地域や関係機関とともに検討を進めます。
- ◆みずほ文化センターは、効率的で安定的な管理運営が図られるよう、指定管理者制度の導入を進めます。
- ◆本庁舎の耐震化に伴う彦根市民会館内の事務所機能の移転にあわせて、彦根市民会館は廃止します。
- ◆彦根市民会館の廃止に当たり、舞台練習場の機能の設置は、ひこね市文化プラザ、みずほ文化センター、高宮地域文化センターの利用状況から受け入れが十分可能であり、施設利用の公平性や受益者負担の観点から、新たな施設は設けないこととします。
- ◆彦根市民会館のギャラリー機能については、各文化施設の利用状況等から受け入れが困難なこととあわせ、類似施設である東地区公民館、西地区公民館のギャラリー機能や会議室、料理教室の機能を補完する必要があることから、民間施設を含め、その機能の移転先について検討を進めます。
- ◆彦根市民会館の敷地は、そのほとんどが民間からの借地であることから、彦根市民会館廃止後の跡地については、本市のまちづくりにおける総合的な取組や土地所有者の意向等を踏まえ、市およびその他の関係機関と連携を図りながら検討します。

## 第6章 文化施設の長寿命化

### 1 長寿命化の方向性

本計画の今後の方向性において、長寿命化を図る施設とした高宮地域文化センター、ひこね市文化プラザ、みずほ文化センターについては、以下の考え方にに基づき、予防保全に関する年次計画を策定します。

#### (1) 対策の優先順位の考え方

建物については、各施設の劣化診断結果(判定レベルAからDの4段階)から、その緊急度や危険度を考慮し、施設の利用状況等から重要度を勘案した上、優先順位を判断します。

設備については、経過年数や保守点検結果、故障した場合に及ぼす影響の大きさ等を考慮し、優先順位を判断します。

#### (2) 目標使用年数の設定

各文化施設の目標使用年数は、日本建築学会編集の建築工事標準仕様書で定めている、一般的な劣化作用を受ける構造体の計画供用期間の級から標準供用級を採用し、鉄筋コンクリート造(ひこね市文化プラザ、みずほ文化センター)、鉄骨造(高宮地域文化センター)とも65年以上と設定します。

##### 【参考資料】

「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事」(抜粋)  
計画供用級別コンクリートの耐久設計基準強度および計画供用期間

計画供用期間の級	耐久設計基準強度(N/mm) *1	計画供用期間 *2
短期供用級	18	およそ30年
標準供用級	24	およそ65年
長期供用級	30	およそ100年
超長期供用級	36	およそ200年

\*1 耐久設計基準強度: 構造体および部材の計画供用期間に応ずる耐久性を確保するために必要とするコンクリートの圧縮強度の基準値

\*2 計画供用期間 : 建築物の計画時または設計時に、建築主または設計者が設定する建築物の予定供用期間

#### (3) 設備の予防保全

施設の長寿命化を図る上で、文化施設としての機能を維持していくために必要な設備等(ホールの舞台・音響・照明設備等)については、それぞれの耐用年数や劣化状況により、適正かつ計画的に予防保全を実施します。

予防保全計画(平成30年度～令和9年度)

(単位:百万円)

施設名	予防保全対象部位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
高宮地域文化センター	建築	外装		○	○							
		内装					○		○			
		外構									○	
	電気設備	受変電設備					○					
		発電機設備										
		照明設備										
		通信設備										
		監視設備										
		舞台照明										
		舞台音響										
	機械設備	空調設備				○						
		衛生設備										
		防災設備										
		昇降機設備										
		付帯設備										
		舞台機構										
年度合計		—	5.0	12.0	13.0	3.3	—	2.0	—	2.0	—	
ひこね市文化プラザ	建築	外装	○									
		内装										
		外構				○						
	電気設備	受変電設備		○								
		発電機設備					○					
		照明設備			○							
		通信設備										
		監視設備		○	○							
		舞台照明		○	○							
		舞台音響			○		○					
	機械設備	空調設備	○	○	○							
		衛生設備	○		○			○				
		防災設備						○				
		昇降機設備										
		付帯設備	○			○						
		舞台機構	○	○	○			○				
年度合計		35.1	57.0	119.0	58.1	30.8	84.7	—	—	—	—	
みずほ文化センター	建築	外装					○		○			
		内装									○	
		外構										
	電気設備	受変電設備	○					○				
		発電機設備										
		照明設備										
		通信設備										
		監視設備										
		舞台照明					○		○	○		○
		舞台音響				○		○			○	
	機械設備	空調設備										
		衛生設備						○				
		防災設備										
		昇降機設備					○			○		○
		付帯設備										
		舞台機構					○		○		○	
年度合計		0.4	—	—	4.7	13.0	22.0	2.0	5.9	12.1	7.1	
全施設年度総額		35.5	62.0	131.0	75.8	47.1	106.7	4.0	5.9	14.1	7.1	

令和5年4月改定



# 卷末資料

用語解説

## 用語解説

か		
用語	解説	脚注
旧耐震基準	耐震基準とは、建築基準法の中の建築物の設計において適用される地震に耐えられる性能を有する構造の基準のことで、昭和 56 年 6 月 1 日に建築基準法が改正されたため、改正以前の建築確認において適用されていた耐震性の基準を旧耐震基準といいます。	10
経常収益	損益計算上の利益の一形態で、収益の定義に該当するもののうち、毎年度、経常的に発生するものをいいます。	35
減価償却費	固定資産（家屋・機械など）が、使用するにつれて、財としての価値が減少するため、一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額のことを指します。	33
減免	税・料金などの負担を減額または免除することです。	18
更新	一般に老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備することをいいます。	1
公共施設 マネジメント	公共施設を対象に、経営的な視点から総合的かつ総括的に企画、管理、運営を行うことをいいます。	1
固定資産台帳	固定資産を、取得から廃止に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産(道路、公園、学校等)の取得金額、財源内訳、耐用年数、減価償却費といったデータを網羅的に記載したものです。	33
さ		
用語	解説	脚注
再調達原価	保有する資産を現時点において再調達すると仮定した場合の見積価格をいいます。	34
指定管理者制度	市の認定を受けた「指定管理者」が公の施設を管理する制度です。指定管理者は民間事業者やNPO法人などの団体から、市議会の決議を経て市が指定します。	17
受益者負担	特定の公共事業に必要な経費に係る財源の一部に充てるため、その事業によって特別の利益を受ける人々から、その受ける利益の程度を考慮しつつ課徴する負担金のことです。	3
取得価額	物品、物件を購入した場合の購入代価に、取得に際して支出した付随費用(手数料や引取運賃、運送保険料など、その資産の購入のために要した費用)を加えた合計金額のことをいいます。	40
取得原価	資産を取得するために要した支出のことをいいます。	34
純資産	企業のすべての資産の総額から、負債の総額を差し引いた金額のことです。	34
償還	地方公共団体が行う借入れ(地方債)などの債務を返済すること。	34
少子高齢化	出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子供の割合が低下し、高齢者の割合が高まることです。	1
新耐震基準	現在の耐震基準は、昭和 56 年 6 月 1 日に制定され、以前の耐震基準と区別するために新耐震基準と呼ばれており、頻繁に起こる大きさの地震や震度 5 強程度の中規模地震に対しては建物構造に損害がないことを目標にし、発生頻度は低いが大きな地震（震度 6 強から 7）に対し	10

	ては、致命的な損害を回避し、建物が倒壊、損壊せず、人命を保護することを目標とされています。	
--	---	--

## た

用語	解説	脚注
耐震化	昭和 56 年 6 月 1 日の建築基準法改正後の「新耐震設計基準」に基づいて設計された建物と同基準に補強工事をし、震度 6 強から 7 に達する大規模地震で建物が倒壊、損壊せず、震度 5 強程度の中規模地震ではほとんど損傷がないことです。	1
耐震診断	旧耐震基準で設計され、現行の構造基準（新耐震基準）で耐震性能を保有しているかどうか分からない既存の建築物に対し、建物の地震に対する強度を把握するために行う調査及び分析のことです。	10
耐震性	建築物が、地震に耐えられる性能のことです。また、その度合いのことです。	10
長寿命化	建物を計画的に保全することにより、劣化の進行を遅らせ、長期間建物を使用することです。	1

## な

用語	解説	脚注
延床面積	建築物の各階の床面積の合計のことです。	7

## は

用語	解説	脚注
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称のことをいいます。 決算統計上、物件費に含まれるものは、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等が含まれます。ただし、維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業にかかわる物件は、それぞれの費目で計上されるため含まれません。	36
法定耐用年数	法人税法により規定される耐用年数をいいます。「資産の種類」「構造」「用途」別により耐用年数を定めています。	36

## や

用語	解説	脚注
有形固定資産	減価償却資産に該当したもののうち、長期にわたって使用するために所有している物理的な形態を持つ固定資産のことです。土地、建物、建築付属設備、構築物、機械設備、船舶、車両、工具備品、建設仮勘定などからなります。有形資産でも通常は 1 年以内に消耗するような資産は含められません。	33
予防保全	異常や致命的な欠陥が発現する前に損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施するため、建物を定期的に点検・診断し、対策を講じることです。戦略的な維持管理・更新を行い、機能の保持・回復を図る管理手法です。	1

## ら

用語	解説	脚注
老朽化	年数の経過に伴い、躯体や構成材が物理的あるいは化学的に劣化し、耐久性、耐用性を失っていくことです。	1

---

彦根市文化施設適正管理計画

発行：彦根市

編集：教育委員会事務局教育部文化振興室

発行：平成 29 年(2017 年)12 月

住所：彦根市野瀬町 187-4

電話：0749-23-7810

F A X：0749-21-3080

---